

別添資料

施策評価の概要

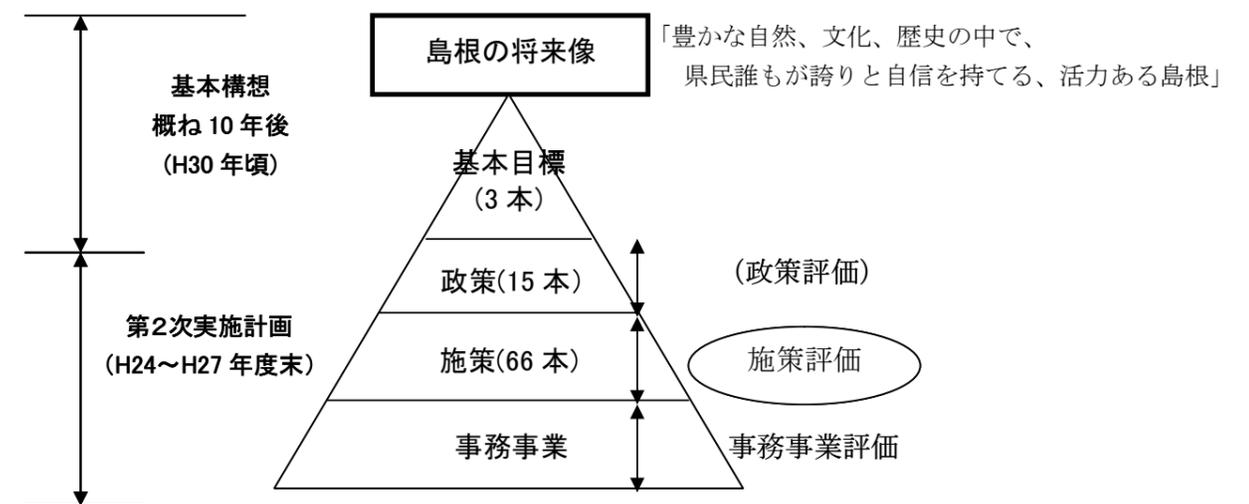
『島根総合発展計画』～3つの基本目標・15の政策・66の施策～

基本目標	政策	施策	
I・活力あるしまね	産業振興	1. ものづくり・IT 産業の振興	1. 県内企業の経営・技術革新の支援 2. ソフト系 IT 産業の振興 3. 新産業・新事業の創出 4. 企業誘致の推進
		2. 自然が育む資源を活かした産業の振興	1. 売れる農林水産品・加工品づくり 2. 県産品の販路開拓・拡大の支援 3. 農林水産業の担い手の育成・確保
		3. 観光の振興	1. 地域資源を活用した観光地づくりの推進 2. 情報発信等誘客宣伝活動の強化
		4. 中小企業の振興	1. 特色ある技術・材料を活かした取組みの促進 2. 経営安定化の支援 3. 商業の振興
	5. 雇用・定住の促進	1. 産業人材の育成 2. 雇用・就業の促進 3. 就業環境の整備 4. U・I ターンの促進	
	6. 産業基盤の維持・整備	1. 高速道路網の整備 2. 航空路線の維持・充実 3. 空港・港湾の維持・整備	
II・安心して暮らせるしまね	1. 安全対策の推進	1. 危機管理体制の充実・強化 2. 消防防災対策の推進 3. 原子力安全・防災対策の充実・強化 4. 治安対策の推進 5. 交通安全対策の推進 6. 消費者対策の推進 7. 災害に強い県土づくり 8. 食の安全の確保	
	2. 健康づくりと福祉の充実	1. 健康づくりの推進 2. 地域福祉の推進 3. 高齢者福祉の推進 4. 障がい者の自立支援 5. 生活衛生の充実 6. 生活援護の確保	
	3. 医療の確保	1. 医療機能の確保 2. 県立病院における良質な医療提供 3. 医療従事者の養成・確保	
	4. 子育て支援の充実	1. 子育て環境の充実 2. 子育て福祉の充実 3. 母子保健の推進	
	5. 生活基盤の維持・確保	1. 道路網の整備と維持管理 2. 地域生活交通の確保 3. 地域情報化の推進 4. 都市・農山漁村空間の保全・整備 5. 居住環境づくり 6. 地域コミュニティの維持・再生	

基本目標	政策	施策
III・心豊かなしまね	1. 教育の充実	1. 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実 2. 発達段階に応じた教育の振興 3. 青少年の健全な育成の推進 4. 高等教育の充実
	2. 多彩な県民活動の推進	1. 生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進 2. スポーツの振興 3. 文化芸術の振興
	3. 人権の尊重と相互理解の推進	1. 人権施策の推進 2. 男女共同参画の推進 3. 国際化と多文化共生の推進
	4. 自然環境、文化・歴史の保全と活用	1. 多様な自然の保全 2. 自然とのふれあいの推進 3. 景観の保全と創造 4. 文化財の保存・継承と活用 5. 環境保全の推進 6. 再生可能エネルギーの利活用の推進

計画の推進に向けた県の基本姿勢	1. 県民の総力を結集できる行政の推進 2. 市町村との更なる連携による行政の推進 3. 財政健全化に向けた改革の推進 4. 迅速に活動できる組織の運営 5. 政策推進システムの充実
-----------------	---

島根総合発展計画



目

	頁	所管部局
施策Ⅰ－１－１ 県内企業の経営・技術革新の支援	1	商工労働部
施策Ⅰ－１－２ ソフト系IT産業の振興		商工労働部
施策Ⅰ－１－３ 新産業・新事業の創出		商工労働部
施策Ⅰ－１－４ 企業誘致の推進	2	商工労働部
施策Ⅰ－２－１ 売れる農林水産品・加工品づくり		農林水産部
施策Ⅰ－２－２ 県産品の販路開拓・拡大の支援	3	商工労働部
施策Ⅰ－２－３ 農林水産業の担い手の育成・確保		農林水産部
施策Ⅰ－３－１ 地域資源を活用した観光地づくりの推進		商工労働部
施策Ⅰ－３－２ 情報発信等誘客宣伝活動の強化	4	商工労働部
施策Ⅰ－４－１ 特色ある技術・材料を活かした取組みの促進		商工労働部
施策Ⅰ－４－２ 経営安定化の支援		商工労働部
施策Ⅰ－４－３ 商業の振興		商工労働部
施策Ⅰ－５－１ 産業人材の育成	5	商工労働部
施策Ⅰ－５－２ 雇用・就業の促進		商工労働部
施策Ⅰ－５－３ 就業環境の整備		商工労働部
施策Ⅰ－５－４ U・Ｉターンの促進	6	地域振興部
施策Ⅰ－６－１ 高速道路網の整備		土木部
施策Ⅰ－６－２ 航空路線の維持・充実		地域振興部
施策Ⅰ－６－３ 空港・港湾の維持・整備		土木部
施策Ⅱ－１－１ 危機管理体制の充実・強化	7	防災部
施策Ⅱ－１－２ 消防防災対策の推進		防災部
施策Ⅱ－１－３ 原子力安全・防災対策の充実・強化	8	防災部
施策Ⅱ－１－４ 治安対策の推進		警察本部
施策Ⅱ－１－５ 交通安全対策の推進	9	地域振興部
施策Ⅱ－１－６ 消費者対策の推進		環境生活部
施策Ⅱ－１－７ 災害に強い県土づくり	10	土木部
施策Ⅱ－１－８ 食の安全の確保		健康福祉部
施策Ⅱ－２－１ 健康づくりの推進	11	健康福祉部
施策Ⅱ－２－２ 地域福祉の推進		健康福祉部
施策Ⅱ－２－３ 高齢者福祉の推進	12	健康福祉部
施策Ⅱ－２－４ 障がい者の自立支援		健康福祉部
施策Ⅱ－２－５ 生活衛生の充実		健康福祉部
施策Ⅱ－２－６ 生活援護の確保	13	健康福祉部

※ 所管部局：施策を構成する事務事業を複数部局で実施している場合の主たる事務事業を所管する部局

次

	頁	所管部局
施策Ⅱ－３－１ 医療機能の確保		健康福祉部
施策Ⅱ－３－２ 県立病院における良質な医療提供	14	病院局
施策Ⅱ－３－３ 医療従事者の養成・確保		健康福祉部
施策Ⅱ－４－１ 子育て環境の充実		健康福祉部
施策Ⅱ－４－２ 子育て福祉の充実	15	健康福祉部
施策Ⅱ－４－３ 母子保健の推進		健康福祉部
施策Ⅱ－５－１ 道路網の整備と維持管理		土木部
施策Ⅱ－５－２ 地域生活交通の確保	16	地域振興部
施策Ⅱ－５－３ 地域情報化の推進		地域振興部
施策Ⅱ－５－４ 都市・農山漁村空間の保全・整備	17	土木部
施策Ⅱ－５－５ 居住環境づくり		土木部
施策Ⅱ－５－６ 地域コミュニティの維持・再生	18	地域振興部
施策Ⅲ－１－１ 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実		教育庁
施策Ⅲ－１－２ 発達段階に応じた教育の振興	19	教育庁
施策Ⅲ－１－３ 青少年の健全な育成の推進	20	健康福祉部
施策Ⅲ－１－４ 高等教育の充実		総務部
施策Ⅲ－２－１ 生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進		環境生活部
施策Ⅲ－２－２ スポーツの振興	21	教育庁
施策Ⅲ－２－３ 文化芸術の振興		環境生活部
施策Ⅲ－３－１ 人権施策の推進	22	環境生活部
施策Ⅲ－３－２ 男女共同参画の推進		環境生活部
施策Ⅲ－３－３ 国際化と多文化共生の推進		環境生活部
施策Ⅲ－４－１ 多様な自然の保全	23	環境生活部
施策Ⅲ－４－２ 自然とのふれあいの推進		環境生活部
施策Ⅲ－４－３ 景観の保全と創造	24	土木部
施策Ⅲ－４－４ 文化財の保存・継承と活用		教育庁
施策Ⅲ－４－５ 環境保全の推進	25	環境生活部
施策Ⅲ－４－６ 再生可能エネルギーの利活用の推進		地域振興部
施策1 県民の総力を結集できる行政の推進	26	政策企画局
施策2 市町村との更なる連携による行政の推進		地域振興部
施策3 財政健全化に向けた改革の推進	27	総務部
施策4 迅速に活動できる組織の運営		総務部
施策5 政策推進システムの充実		政策企画局

施策目的の達成に向けた進行状況と取組みの方向性

※)総合的な評価 「A」順調に進んでいる 「B」概ね順調に進んでいる 「C」あまり順調に進んでいない

基本目標	政策	施策名	目的	評価時点（平成25年8月）での総合的な評価					今後の施策全体の進め方と取組みの方向性		
				総合的な評価 ※)	判断理由	成果参考指標					
指標名等	単位	24年度 目標値	24年度 実績値			27年度 目標値					
I 1 活力あるしまね	ものづくり・IT産業の振興	施策I-1-1 県内企業の経営・技術革新の支援	○経営力・技術力・販売力の強化や、独自の商品開発等による起業や新規事業への進出を促すことにより、県内企業の競争力を高め、収益力の向上を目指します。	B	○県内製造業の年間付加価値額は、対前年では全国平均より増加率が高く（全国平均0.8%、島根県1.4%）、概ね目標どおりであった。 ○海外調達の拡大などコスト競争が激しく今後益々先が見通しにくい状況が予想されるため、本県の製造業の付加価値額増加に向けて、よりしっかりした支援を行っていく必要がある。 ○浜田港振興会の活動を強化し、積極的なポートセールスや利用環境の向上を図るとともに、ロシアビジネスサポートデスクを開設するなど、ロシア貿易拡大に向けた支援を行い浜田港の利活用を促進した。	県内製造業の年間付加価値額	億円	3,639	3,416	4,060	○県内のサプライチェーンを維持しながら県内企業が連携して戦略的に行う設備投資や海外展開などを支援する緊急対策事業を引き続き実施し、県内企業の収益力向上と県内連携（域内循環）の拡大、県内雇用の維持・拡大を図る。 ○厳しい経営環境に対応できるよう、しまね産業振興財団や産業技術センターを通じて、経営・技術・販売力の強化に向けた取組みを個社毎に継続的・総合的に支援する。 ○特殊鋼産業や鍛造産業、水環境産業、石州瓦産業など県内ものづくり産業の強みとなる集積産業において、企業が連携して行う成長分野への参入や新技術の習得などを支援する。 ○貿易支援機関が連携し、H23年2月に策定した「島根県における今後の貿易に関する検討報告書」に基づき、対象国・地域や品目毎の取組みを実行するために「県輸出促進支援プロジェクト」により、事業者の海外への輸出展開や販路開拓に向けた取組みを支援する。
		施策I-1-2 ソフト系IT産業の振興	○多様化、高度化する顧客ニーズに対応できる情報産業群の形成に向け、ソフト系IT技術者を育成するとともに、大都市からの業務の獲得を支援し、ソフト系IT企業の事業拡大を目指します。	B	○対前年で従業員数37人増、売上高13億円増と概ね順調に伸びている。 ○売上高の伸びを従業員数の増加に繋げていくためには、付加価値の高い業務の拡大が不可欠であるため、今後はより専門性の高い人材の育成や自社固有の新商品・新サービスの構築に取り組む必要がある。	ソフト系IT産業の従業員数	人	1,152	1,123	1,260	
		施策I-1-3 新産業・新事業の創出	○県内企業の新事業展開を促進するため、県や大学等で取り組む新技術・新材料の開発成果を県内企業へ技術移転し事業化を進めます。また、企業が行う新製品や新技術、新たなサービス等の研究開発を支援します。	B	○事業化件数は順調に伸びているが、出荷額の増大が課題である。 ○新技術を創出する「先端技術イノベーションプロジェクト」をH25年度から開始するが、早期の技術移転を図るため、県内企業と密接に連携した研究開発を進めることが求められる。 ○企業の新製品・新技術への取組みとして、具体的な取引先からのオファーに基づく出口（取引）に近い取組み案件は多いが、中長期的な研究開発を要する戦略的な新製品・新技術への取組みは少ないため、この点を促進していくことが必要である。	県内企業が新技術や新素材を活かした商品化や事業化を展開した件数（累計）	件	70	75	100	
						ソフト系IT産業の年間売上高	億円	175	178	190	○企画力・提案力のある専門性の高い人材を育成・確保するため、県内IT業界、しまね産業振興財団等との連携により業界が必要とする内容の講座開催等に取り組む。 ○自社固有の商品やサービスの開発、県内IT企業と異業種企業との連携による新しいビジネスモデルが事業に繋がるようにするため第一線で実践中の実務家等から具体的かつ十分なアドバイスを受けられるよう支援する。 ○大都市からの業務獲得のため販路開拓等の支援に取り組む。 ○サービス内容に強み、特徴を持った県外IT企業の誘致を促進する。 ○新産業創出プロジェクトでは、事業化を更に進展させるため、引き続きフォローアップを実施する。 ○先端技術イノベーションプロジェクトでは、推進・評価会議を設置し、市場の動向に適宜対応しながら事業の進捗をチェックし、早期の事業化を目指す。 ○市場動向を的確に把握した戦略的かつ提案型の新製品・新技術開発を推進するため、産業技術センターや商工団体など関係機関が連携し、新製品・新技術開発助成事業案件の掘り起こしを行う。

基本目標	政策	施策名	目的
I 活力あるしまね	1 ものづくり・IT産業の振興の振興	施策I-1-4 企業誘致の推進	○県内産業の高度化や活性化などに波及効果の高い企業の誘致や、県内工場の生産拠点化を進め、産業クラスター形成の促進と産業活動の足腰の強化を目指します。
	2 自然が育む資源を活かした産業の振興	施策I-2-1 売れる農林水産品・加工品づくり	○農林水産物の生産や加工、流通について、消費者ニーズを踏まえつつ、高品質化と安定生産に向けた支援を行うとともに、消費者が安心して農林水産物を購入できるよう、生産段階での安全管理を推進することで、島根の特色を活かした売れる農林水産品・加工品づくりを促進します。

評価時点（平成25年8月）での総合的な評価						
総合的な評価 ※)	判断理由	成果参考指標				
		指標名等	単位	24年度	24年度	27年度
				目標値	実績値	目標値
B	<p>○H24年度の認定企業数は16件、増加従業員数は238人と目標を下回ったが、高い技術力を持った企業の新規立地や増設が続いている。</p> <p>○県外からの新規認定は7社(H23は4社)と増加しており、企業立地セミナーの複数開催や企業誘致専門員の積極的な活用等により、県外からの新規立地が伸びている。</p> <p>○既立地企業に対するきめ細やかなフォローにより、増設や生産拠点化へのタイミングを的確に捉えることができています。</p> <p>○一方で案件が県東部に偏っていること、また県営工業団地への立地が減少している等の課題も顕在化している。</p>	誘致企業の新規雇用者計画数（4年間の累計）	人	500	238	2,000
B	<p>【農業】有機農業の取組面積は拡大。米の優良品種「つや姫」は消費者等の評価も良好で栽培面積は倍増。また、園芸では新規就農者を中心に空きハウスの有効利用が進み始めている。繁殖雌牛頭数は減少しているものの、その減少速度は鈍化傾向にある。</p> <p>【林業】県内産原木の自給率は向上。原木生産促進事業の創設を機に主伐による原木増産に積極的な姿勢が森林所有者・事業体に見られる。</p> <p>【水産】国の事業も活用して基幹漁業の構造改革の取組がスタート。現在、収益性改善の取組を進めている。そうしたなか、宍道湖のシジミ資源の回復が課題となっており、シジミ資源減少の原因究明と効果的な対策の実施が急務。</p> <p>【共通】認証取得希望者及び更新認証予定者への適切な助言・指導並びに制度運用の見直し等により美味しまね認証件数は増加。</p>	有機農業の年間取組面積	ha	280	346	310
		県産原木自給率	%	29	30	35
		漁業年間生産額	億円	206	199	220
		美味しまね認証件数（累計）	件	56	56	80

今後の施策全体の進め方と取り組みの方向性
<p>○現行の優遇制度の検証を行った上で、他県との競争力のある、企業にとってより魅力のある制度への変更を検討し、新規立地の可能性を高めていく。</p> <p>○優遇制度の変更にあたっては、一部の地域に立地が偏ることなく、西部や中山間地域にも立地が進むように制度設計を工夫する。</p> <p>○企業の増設や生産拠点化のタイミングを的確に把握するために、引き続ききめ細やかなフォローを徹底していく。</p> <p>○企業が求めている人材を確保できるように、必要に応じて、国、県、市町村、関係経済団体等が連携し、個別企業各事案ごとに人材確保チームを組織するなど、実効性のある対応を行う。</p> <p>○県営工業団地の魅力向上に関しては、工業用水・高速通信・高圧電力などの利用環境改善について、企業からの要望や費用対効果を勘案し、できるものから速やかに対応する。</p>
<p>【農業】有機農産物の消費者理解の促進や機運醸成のためにフェアを引き続き開催する。また、全国商談会への参加等により島根の有機農業ブランドの確立を図る。米の優良品種「つや姫」の栽培普及マニュアルのブラッシュアップを行うとともに共同乾燥調製施設における受入体制を整備していく。園芸では市場性の高いオリジナル品種の育成や低コスト・省力化技術等の開発・導入支援、空きハウス有効活用やリースハウスの整備支援等を行っていく。畜産では、低コストな生産体制の確立が必要なことから放牧や子牛育成の分業化、自給飼料の確保等により省力・低コスト化を進める。</p> <p>【林業】高性能林業機械の導入、作業道の開設、機械オペレーターなどの人材養成、高品質・高付加価値加工施設の導入や建築関係事業者との連携による県外販路の開拓など川上・川下それぞれでの対策を進めるとともに、森林組合による森林経営のトータルマネジメントの強化、川上・川下による原木安定需給協定の締結などを進め、主伐により森林所有者へ収益を還元できる体制を強化していく。併せて、林業経営の柱の一つであるキノコ生産について商品価値の高い品種の導入や栽培体制の強化等によりブランド再構築を図る。</p> <p>【水産】国の事業を活用した基幹漁業の構造改革の取組への支援を継続し、水産技術センターが行う商品開発試験や本県水産物の成分特性調査などの結果をJFしまねや加工業者等へ提供しつつ連携を図ることで一次加工・中食向け商品開発の取組等、収益性の改善を実現していくための取組を進めていく。また、宍道湖のシジミについては資源減少の原因究明を図るために構築した「宍道湖保全再生協議会」で引き続き調査検討を行い、早期究明に努めながら可能な取組から実施していく。</p> <p>【共通】認証取得者等の要望などを把握し、制度を検証していく。また、関係機関等と連携して制度をPRするとともに、関係部署と協議を行い効果的な販売促進に努める。</p>

基本目標	政策	施策名	目的
I 活力あるしまね	2 自然が育む資源を活かした産業の振興	施策I-2-2 県産品の販路開拓・拡大の支援	○消費者や流通関係者のニーズを商品づくりに活かすとともに、島根の農林水産品・加工品を「価値ある商品」として売り込む力を強化し、多様な流通・販売チャネルの開拓、販路拡大による顧客づくりと消費の拡大を図ります。
		施策I-2-3 農林水産品の担い手の育成・確保	○新規就業者を掘り起こし、その研修や経営の支援を行うとともに、担い手となる生産者の経営改善や安定化に向けた支援を行うことで、農林水産品の担い手を育成・確保します。
	3 観光の振興	施策I-3-1 地域資源を活用した観光地づくりの推進	○県内各地域の観光資源を活用した持続可能な観光地づくりを推進します。

評価時点（平成25年8月）での総合的な評価						
総合的な評価 ※)	判断理由	成果参考指標				
		指標名等	単位	24年度	24年度	27年度
				目標値	実績値	目標値
A	○消費者や流通業者のニーズを商品づくりに活かすための研修事業の積極的な実施や既存パートナー店への商品の定番化に向けた働きかけ、44回開催した島根フェアを通じた新規パートナー店の開拓(新規登録7店)、全国規模の展示・商談会への出展支援(延べ参加企業数403社(28社増))などにより、県産品の多様な流通・販売チャネルの開拓や販路拡大が順調に進んでいる。	県外の県産品取扱い事業者(しまね県産品販売パートナー店)数(累計)	事業所	36	42	38
		にほんばし島根館の年間販売額	百万円	360	355	360
		県内企業の貿易実績企業数(累計)	事業所	177	176	180
		しまね故郷料理店認定数(累計)	事業所	175	187	180
B	【農業】就農前の研修者数は(14→38人)前年を大幅に上回り、将来的な新規就業者は確保できる見込み。しかし、認定農業法人数等は目標値に達しておらず法人の中核を担う人材の不足等が課題であることから、市町村等との連携強化が急務な状況。その他、集落営農組織数の増加など好ましい傾向も表れている。 【林業】新規就業者数は、技術研修や林業就業促進資金の貸付といったきめ細かな対応もあって目標を上回った。また、林業労働力確保支援センターでの相談件数も100件を超え、順調な状況にある。 【漁業】漁業就業者確保育成センターや個別経営体による積極的なリクルート活動、研修の実施や経営の支援を行うことで目標を上回り順調な状況にある。	農林水産業新規就業者数(4年間の累計)	人	250	228	1,000
		認定農業法人数	法人	305	299	350
		特定農業法人・特定農業団体数	組織	180	174	210
B	○「神々の国しまね」プロジェクトを通じて県民の郷土に対する誇りと自信が醸成され、観光客へのおもてなしが向上した。 ○さらに、県内各地では、市町村や観光協会、民間団体などによって、神話や神社、万葉、神楽など特色ある資源を活用した新たな観光商品づくりやおもてなしなど観光客受入の体制が向上しつつあるが、地域が主体となった観光地づくりがさらに進展するように市町村や観光事業者等へ支援を行っていく必要がある。 【周遊性を高め、滞在時間を延ばす取組】 ・まち歩き定時ガイドツアー(25コース、12市町) ・神話ゆかり地等を巡る周遊バスツアー(10コース)	観光入込客年間延べ数	千人	29,700	29,181	30,000
		宿泊客年間延べ数	千人	3,400	3,311	3,700
		年間観光消費額	億円	1,295	1,266	1,400
		着地型旅行年間商品数	件	103	106	140

今後の施策全体の進め方と取り組みの方向性
○核家族の増加等による生活スタイルの変化や消費者の健康志向・本物志向への対応、海外展開を視野に入れた商品開発等をさらに進め、事業者の市場への対応力や競争力を強化する。
○商品力強化のためのニーズ把握と研修事業を拡充し実施する。
○物産観光館やにほんばし島根館では、事業者へのフィードバックの強化と商品発掘の積極的な取り組みや魅力的な店舗づくりを推進する。
○島根フェアは、県産品の定番化の状況等を踏まえた開催場所の絞り込みや、定番化に効果的な開催方法を検討の上、実施する。
○料理店等や学校・福祉施設等への県産品供給に向けた有効な方策と農林水産物の地域内流通促進を検討の上、地産地消推進のための生産・流通・販売の仕組みづくりを推進する。
○貿易支援機関(しまね産業振興財団、JETRO松江貿易情報センター、浜田港振興会)との連携をさらに強化する。また、対象国・地域・品目別の取り組み方針を実行する「島根県輸出促進支援プロジェクト事業」を着実に推進する。
【農業】自営就農については新たに農家子弟を迎え入れるための条件整備や技術習得のための研修先の確保を進める。また、半農半XについてはXの仕事+農地+住居を組み合わせたパッケージを作成し、こうしたパッケージ(半農半蔵人、半農半看護、半農半介護etc)の提案により実践者の確保を図る。雇用就農については、農業法人や集落営農組織において新たな雇用が可能となるように雇用体制や生産体制の整備など雇用の受け皿づくりへの支援を行う。認定農業法人等の育成や農業参入の促進については、市町村との連携強化のもと、人材育成や加工・流通・販売の強化など経営安定化への支援を行う。
【林業】雇用先となる事業体に対し就労条件の改善や労働災害の防止に向けた経営指導に取り組む。また、事業体の生産性の向上により経営の安定化への取り組みを促進するとともに、就業者にはより高度な知識や技術習得の支援を行う。
【漁業】隠岐地区のイワガキ養殖のように沿岸自営漁業の核となる漁業種別・漁法の開発育成や漁業(釣)で成功している漁業者の取組を優良事例として普及していき、安定的な収入を得られる体制づくりを進める。雇用の受皿となる経営体の経営強化として基幹漁業の構造改革を進め、労働環境の改善、一定水準の賃金を払える経営内容への改善を進める。また、定置網漁業で実施しているワカメやイワガキ養殖などとの複合経営の取組の普及を進めていく。
○島根ならではの観光資源を観光客が体感し満足してもらうため、市町村や観光協会、観光事業者などが実施する商品づくりや総合的な観光地づくりへの取り組みを継続的に支援していく。また、観光協会や観光事業者など地域の観光を担う官民の人材の育成を強化していく。
○縮小する市場に対応するため、観光事業者などが取り組む新たな分野へのチャレンジに対し支援していく。

基本目標	政策	施策名	目的
I 活力あるしまね	3	観光の振興 施策I-3-2 情報発信等 誘客宣伝活動の強化	○「歴史」「自然」「文化」「伝統芸能」など島根県独自の魅力を、様々なメディアを活用し国内外に向け複合的に情報発信し、観光誘客を促進します。
	4	中小企業の振興 施策I-4-1 特色ある技術・材料を活かした取組みの促進	○地域固有の資源を活用した新たな取組や、特色ある技術・製品を持つ企業を支援し、中小企業の活性化を目指します。
		中小企業の振興 施策I-4-2 経営安定化の支援	○中小企業への経営相談や事業資金の融資を行い、安定的な経営を目指します。
商業の振興 施策I-4-3		○地域が主体となつて行う商業の活性化や機能確保に向けた取組に対し、必要なアドバイスや商業基盤の整備を支援し、中心市街地での快適な買い物環境づくりや、中山間地域で必要なときに買い物が出来る環境づくりを目指します。	

評価時点（平成25年8月）での総合的な評価						
総合的な評価 ※)	判断理由	成果参考指標				
		指標名等	単位	24年度	24年度	27年度
				目標値	実績値	目標値
B	○神話博しまねや東京・京都での出雲展の開催をはじめ、山陰デスティネーションキャンペーンによるPRや、国内外に向けた情報発信などにより島根がメディアに取り上げられる機会も増え、島根の認知度が高まりつつある。 ・民間調査会社実施の地域ブランド力調査（H22：46位 → H25：35位） ○さらに、出雲大社の大遷宮への関心の高まりや松江自動車道の全線開通が、島根への大きな誘客効果につながっており、旅行会社においても島根への旅行商品造成の意欲が高まっているが、全国からの関心をさらに高めるため、島根ならではの魅力をPRするなど情報発信を今後とも強化する必要がある。	観光入込客年間延べ数	千人	29,700	29,181	30,000
		しまね観光ナビゲーション（国内外版）トップページの年間アクセス件数	アクセス	747,900	750,584	1,000,000
A	○商工団体等支援機関が計画策定支援やその後のフォローアップに積極的に取り組んだことにより、地域資源を活かした取り組み状況（事業化件数4件）や経営革新計画の承認件数実績も63件（H23:40件）と順調に進んでいる。 ○工芸品については、展示商談会への精力的な出展や既存技術をベースに新たな商品開発・改良に向けた研修事業の実施を通じた特色ある商品づくりの支援により年間販売額も増加している。	地域資源を活かした新商品・新サービスの事業化件数（累計）	件	23	24	30
		経営革新計画の年間承認件数	件	30	63	30
		島根県物産協会での伝統工芸品の年間販売額	万円	6,000	6,785	6,000
B	○年間巡回相談対応件数が38000件を超えるなど商工団体等支援機関は引き続き積極的な取り組みを行っている。 ○経済状況が厳しい中、倒産件数は減少傾向（52件→50件）で制度融資や支援機関による支援の結果と思われる。 ○ただし、融資件数の伸び悩みがみられ、資金需要に対応した融資制度の見直しの検討が必要である。	県内中小企業の経営改善や新規事業に取り組む年間事業所数	事業所	200	215	200
		商工団体による県内中小企業の年間巡回相談対応件数	件	34,650	38,379	35,700
B	○24年度に見直しを行った空店舗活用支援事業での商工団体による出店計画から出店後のフォローまでの体制強化及び商業活性化提案事業での実践的取り組み支援により空き店舗対策等に取り組む商店数は73件、移動販売車整備等に取り組む商店数は43件となった。 ○一方、事業者数の減少は進んでおり、引き続き市町村と連携し、地域商業活性化支援事業の制度見直しも検討する。	中心市街地で空店舗対策等に取り組む商店等の年間数	件	42	73	42
		中山間地域で移動販売車整備等に取り組む商店等の年間数	件	17	43	17

今後の施策全体の進め方と取り組みの方向性
○「ご縁」や「神々」といった島根のイメージをメディアを通じて力強く情報発信するとともに、SNSを活用した情報発信についても推進していく。 ○首都圏や関西、四国、九州など大都市圏からの誘客や海外からの誘客に向け、「縁結びの地」、「石見神楽」、「ジオパーク」など、その地域でしか味わえない本物の魅力を積極的に情報発信し、全県への観光誘客につなげていく。 ○観光客の満足度を向上させるため、官民挙げて「おもてなし気運」の醸成に努め、リピーターとして繰り返し島根を訪れてもらえるような取り組みを今後も展開していく。
○地域資源産業活性化基金事業により助成を受けた企業や経営革新計画を承認した企業に対して、専門家の派遣や商工団体等の支援機関を中心に、きめ細やかな支援、フォローアップを継続して実施するとともに、新規案件の掘り起こしのため、企業情報の収集、計画作成支援を継続実施する。 ○また、中小企業が新たな取り組みに積極的に向かうように、経営革新計画支援事業など必要な支援策を検討する。 ○伝統工芸産業の活性化のためには、あらゆる階層の消費者への販売機会を確保する必要があり、従来の展示即売会に加え、全国規模の専門展示会への参加を支援する。また、商品開発力向上を図るため研修会や他業種との交流機会を確保する。 ○展示会については、にほんばし島根館での展示方法の工夫や生活空間の中での工芸品展示など消費者へより強く魅力を伝える内容で開催する。 ○県内企業の状況把握を的確に把握するとともに、「中小企業支援計画」で定めた3つの柱「中核的企業の育成」「起業・創業の促進及び事業承継円滑化」「セーフティネットの強化」の実現に向け、商工団体等の各支援機関が一丸となり支援を行う。 ○中核的な企業の育成に向け、経営力、技術力、販売力の強化のための専門家派遣や経営革新計画の策定支援、フォローアップの支援を行う。 ○起業・創業の促進等に向け、新規経営者、後継者及び女性経営者などの起業・創業を支援するとともに、創業後のフォローアップを行う。 ○資金需要に応じた制度融資の制度見直しを的確に行う。 ○商工団体等支援機関の職員に対して、研修会開催のほか専門家派遣への同行等により、資質向上に引き続き取り組む。 ○事業者数の減少を食い止めるため、空店舗活用等を通じて新規創業や円滑な事業承継の促進を支援する。また、市町村の意見を聞き制度見直しも検討する。 ○商店街や個店の魅力向上、リーダー育成のため、専門家派遣や人材育成研修を継続する。 ○中山間地域の商業機能の維持・向上を図るため、地元市町村や商工団体と連携を強め、他部（地域振興部、健康福祉部等）と連携した取り組みを継続し、後継者の育成や移動販売・宅配事業等を支援する。

基本目標	政策	施策名	目的
I 活力あるしまね	5 雇用・定住の推進	施策 I-5-1 産業人材の育成	○新規学卒者、若年者や離転職者、在職者等に対し、多様な職業能力開発の機会を設け、職業能力の向上を支援し、これからの地域産業を担う人材の育成を目指します。
		施策 I-5-2 雇用・就業の促進	○若年者をはじめ県内で働きたい人に対し、県内企業情報の提供や職業紹介など様々な対策を行い、就業機会の確保を目指します。
		施策 I-5-3 就業環境の整備	○県内企業への就業者の定着を図るため、中小企業における労働条件等の改善を目指します。

評価時点（平成25年8月）での総合的な評価						
総合的な評価 ※)	判断理由	成果参考指標				
		指標名等	単位	24年度	24年度	27年度
				目標値	実績値	目標値
B	○産業人材の育成に関する諸施策が順調に実施できており、就職訓練を終了した若年者の就職率及び離転職者の就職率はいずれも全国平均を超えている。	産学官連携組織構築市町村数（累計）	市	5	5	8
	○県教育委員会やふるさと島根定住財団、ポリテクカレッジ、職業能力開発協会など関係機関との連携を更に密にして取り組んでいる。	県の支援による職業訓練を修了した若年者の就職率	%	90.0	92.0	90.0
	○地域産学官連携組織構築については、市の産業部局、教育委員会、地元の高校等の連携が進みにくい地域もある。	県の支援による職業訓練を修了した離転職者の就職率	%	73.0	69.4	73.0
	○離転職者向けの職業訓練については、就職率が目標に達していないため、就職率向上に向けたさらなる対応が必要である。	ものづくり産業分野における技能検定及び県技能評価認定制度の年間合格者数	人	260	362	260
B	○県内の雇用情勢は厳しい状況にあるが、有効求人倍率は1倍を超えるまで回復してきた。	県内企業の採用計画人員の充足率	%	100.0	95.3	100.0
	○県と労働局が一体となって取り組んでいる経済団体、企業等に対する求人要請活動や緊急雇用創出事業の活用による雇用の場の創出等により、一定程度の就業機会の確保は可能と見込まれる。	高校生の県内就職率	%	74.0	78.6	80.0
	○一方、大学、短大卒の人員が充足できていない業種（生活関連サービス業、宿泊業、飲食サービス業等）もあることから取り組みの強化が必要である。	ジョブカフェしまね利用者の年間就職者数	人	1,250	1,840	1,400
B	○職場環境を改善する中小企業労働施策アドバイザーの利用件数は増加傾向にある。					
	○労働相談は、ホームページの見直しなど広報を充実することにより相談件数の増加が見込まれる。					
	○中小企業勤労者の総合的な福祉の増進を図る勤労者共済会の会員加入促進活動により会員の増加が見込まれる。	中小企業勤労者福祉サービスセンターの加入率	%	11.9	11.8	13.0
	○ワーク・ライフ・バランス推進の社会的気運醸成に向け、関係団体が連携して各種取り組みを行っているが、十分気運醸成されているとはいえないため、今後も地道で継続的な取り組みが必要である。					

今後の施策全体の進め方と取り組みの方向性
○産学官連携による人材育成の取り組みについては、引き続き産業人材コーディネーターがモデル事業の提案等を通じて気運の醸成や体制づくりの支援を行う。
○成果参考指標の就職率を向上させるため、求人ニーズに沿った職業訓練の実施、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング等の実施、巡回就職支援指導員等によるサポートなど、就職に結びつくよう取り組む。
○産学官連携組織の構築まで至らなくても、各地域で既に行われている特色のある人材育成の取り組みを活かしながら、産学官の連携が進むよう地域の実情に応じた支援を行っていく。
○再就職支援の訓練を充実するとともに、委託先訓練実施機関による、きめ細やかな就職支援が実施できるよう、関係機関との連携を強化し、緊密な情報交換や合同研修などを行う。
○国の技能検定制度の見直しの動向を注視するとともに、県内での受験機会が減ることがないように、国に対して求めていく。また、職業能力開発協会が平成25年度から国の委託を受けて若年技術者人材育成支援事業に取り組むことから、協会と連携しながら若年技術者の技能検定の受験者数の増加に結びつくよう取り組む。
○県内企業を訪問し、高校生などの採用を要請するとともに、企業の求める人材ニーズを把握し、教育現場、求職者に情報提供を行う。また、必要に応じて、学校、ハローワークと連携し内定に向けた生徒とのマン・ツー・マンの個別支援を行う。
○県内企業の求人情報や企業の魅力などの情報を学生等に伝えるために「ジョブカフェしまね」の学生登録を推進し、企業ガイダンス、企業見学、インターンシップなど、企業と学生の効果的な出会いの場を数多く創るとともに、企業の採用力を向上させるためのセミナーを行うなど、企業の人材確保の取り組みに力を入れていく。
○厳しい雇用環境の改善を図るために、緊急雇用対策事業の拡充、平成26年度以降の継続実施について、全国知事会などを通じて国へ要望していく。
○労働条件の改善に向け中小企業労働施策アドバイザーの派遣を行うとともに、労働局などの関係機関と連携し、労働関係法等の普及・啓発、労使からの相談体制の充実、情報提供などに引き続き取り組む。
○中小企業勤労者の福利厚生に寄与している「勤労者共済会」の自立化を図るために、広報活動や市町村・商工会等への訪問活動等会員加入促進活動に引き続き力を入れていく。
○ワーク・ライフ・バランス推進の一層の気運醸成を図るために、関係団体との連携を継続し、情報共有・施策調整を行いながら実効性のある取り組みを推進する。

基本目標	政策	施策名	目的
I 活力あるしまね	5 雇用・定住の推進	施策I-5-4 U・Iターンの促進	○U・Iターン希望者に対し、総合的な定住情報を提供するとともに、産業体験や無料職業紹介、半農半Xによる就業支援等により、定住の促進を目指します。
	6 産業基盤の維持・整備	施策I-6-1 高速道路網の整備	○高速道路や、高速道路へつながるアクセス道路の整備を進め、産業活動を支える高速交通網の形成を目指します。
		施策I-6-2 航空路線の維持・充実	○航空路線の維持・充実により、県営3空港の利便性の向上を目指します。
		施策I-6-3 空港・港湾の維持・整備	○物の流れや、人の流れを支える空港・港湾の機能の維持向上が図られるよう適切な管理を行うとともに、計画的な整備を進めます。

評価時点（平成25年8月）での総合的な評価						
総合的な評価 ※)	判断理由	成果参考指標				
		指標名等	単位	24年度	24年度	27年度
				目標値	実績値	目標値
B	○産業体験、無料職業紹介事業、半農半Xなどの各種定住施策の着実な推進に加え、都市部での人材発掘を目的とした「しまねコトおこしアカデミー」などの新規事業も開始しており、施策目的の達成に向けて概ね順調に進んでいる。一方で、目標値の達成はできなかったため、U・Iターン促進のための取り組みを一層充実させる必要がある。	U・Iターン希望者の産業体験終了後の年間定着者数	人	35	38	35
		U・Iターン希望者のための無料職業紹介による年間就職決定者数	人	75	117	75
		半農半XによるU・Iターン年間実践者数	人	10	8	10
B	○高速道路整備 ・山陰道は、現在は事業予算が確保されているが、将来も予算が確保できるよう取り組みを強化する必要あり。 ・H27までの完成予定工区の用地買収率は100%に達していない。 ○高速道路ICへのアクセス県道整備 ・予算を最優先で配分し重点的に整備しており、H26完成予定の熱田インター線進捗率95%など順調に進んでいる。	高速道路供用率	%	63	63	70
		高速道路ICへの30分到達圏面積の割合	%	53	53	58
B	○「神話博しまね」の開催による首都圏・関西圏からの集客、出雲縁結び空港東京6便化に併せて実施した冬季対策、空港圏域の地元自治体と連携した利用促進の取り組みを継続実施したことなどにより、県内3空港の利用者は概ね順調に増加している。一方で、目標値の達成はできなかったため、観光集客に成果のあった「神々の国しまね」プロジェクト以降も継続して利用者を維持する取り組みが必要。	出雲縁結び空港の年間乗降客数	万人	70.0	69.6	70.0
		萩・石見空港の年間乗降客数	万人	7.0	7.1	7.0
		隠岐空港の年間乗降客数	万人	5.1	5.2	5.1
A	○河下港の防波堤については、H24年度より重点的に整備を行い、浜田港新北防波堤についても、計画どおり整備を推進し、航路・泊地の静穏度が向上しつつある。 ○日々の空港維持管理に努めた結果、維持管理の不備による欠航は無く航空機の安全な運航を確保できた。	物流拠点港の岸壁の整備率	%	92.7	93	94.1
		物流拠点港の防波堤の整備率	%	52.5	49.8	79.4

今後の施策全体の進め方と取り組みの方向性
<p>○U・Iターンを取り巻く社会経済情勢の変化や地域間競争の激化を踏まえ、分かりやすい情報の発信、多様なニーズに対応した支援メニューの構築、受け入れから定住後のフォローまでをワンストップで行う体制整備など、施策を一層充実させていく。 （U・Iターン希望者への総合的な情報提供を実施） …ポータルサイト「くらしまね」等のメディアによる「しまね暮らし」のPR、都会地でのU・Iターンフェアの開催等 （島根県での暮らし体験や二地域居住等、定住、U・Iターンに結びつける取組み） …U・Iターンのための産業体験事業やしまね移住生活体験事業の実施等 （U・Iターンに必要な就業や住居の確保を支援） …U・Iターン希望者への無料職業紹介、空き家情報の提供・相談、U・Iターン者向け住宅確保のために市町村が実施する空き家改修費への助成等</p>
<p>○高速道路整備 ・予算確保等の地元の声の発信は、経済界や一般県民、市町村長等を中心に、オピニオンリーダーの発掘、シンポジウムなど、具体的で戦略的な広報・要望計画を立案する。 ・確実な事業用地の確保のため、用地買収支援体制の継続・充実を図る。 ・高速道路沿線の活性化については、各部署の連携のもと官民一体の取り組みを実施する。 ・国、NEXCO、県が連携し、利用者重視の視点で利用促進策を検討・実施する。</p> <p>○高速道路ICへのアクセス県道整備 ・今後も優先的に予算を配分するとともに、高速道路の代替機能を有する道路の整備促進を図る。 ・国に対し引き続き整備の必要性を訴え、道路予算にかかる交付金など国予算の総額確保を強く要望していく。</p>
<p>○県内3空港の利用者は順調に増加しているが、地元利用者の伸び悩みが続いており、利用者数の維持・拡大を図っていくためには、首都圏・関西圏など大都市圏からの観光客の誘致を促進していくことが重要であり、そのため、観光部局や地元自治体、空港利用促進団体と連携し、首都圏や関西圏などの観光需要を把握し、それに基づいた魅力的な旅行商品の造成やPRを継続的に取り組んでいく。</p> <p>○また、航空会社に対しては、県内航空路線のさらなる充実を働きかける。 （出雲縁結び空港）東京線の中型機増便、割引運賃の引き下げ及び大阪線により利便性の高いダイヤ実現、名古屋線など新規路線の開設 （萩・石見空港）東京線の2便化、割引運賃の引き下げ及び季節運航となっている大阪線の運航再開 （隠岐空港）東京直行便の開設</p> <p>○羽田空港における地方航空路線の発着枠の確保や地方の航空路線維持に対する財政支援制度の新設などを国に要望する。</p>
<p>○空港機能を保持するため、計画的な補修・整備・修繕を行う。特に出雲空港の滑走路・エプロン・誘導路について、劣化状況の調査、設計等を行い、改良工事を実施する。</p> <p>○老朽化が進んだ空港の除雪車両、消火救難車両等を逐次更新し、適切な管理体制を維持する。</p> <p>○限られた予算を有効に活用した港湾整備を行うため、コスト縮減とともに重点整備を行う。</p> <p>○現在進めている港湾施設の長寿命化計画の策定を平成26年度までに終わる。</p>

基本目標	政策	施策名	目的
II 安心して暮らせるしまね	1 安全対策の推進	施策II-1-1 危機管理体制の充実・強化	<p>○自然災害や原子力災害以外のテロ事件や新興感染症などのいつ発生するか予測できない危機に対し、迅速・的確に対処できるように体制を充実・強化し、県民の生命、身体及び財産の被害を最小限にします。</p>
		施策II-1-2 消防防災対策の推進	<p>○防災関係機関等との連携の強化や防災訓練の実施、緊急連絡体制を整備し、風水害、土砂災害、地震、津波、大規模火災・事故等の災害の発生時やこれらの災害が広域的大規模に発生した場合の県民の生命、身体及び財産への被害を最小限にします。</p>

評価時点（平成25年8月）での総合的な評価								
総合的な評価※)	判断理由	成果参考指標						
		指標名等	単位	24年度	24年度	27年度		
				目標値	実績値	目標値		
A	<p>○今後、発生が予想される北朝鮮による危機管理事案については、個別の連絡体制をとっており、また、高病原性鳥インフルエンザ等の発生に対応する体制は整えられている。</p> <p>○適切な医療の確保に向けて、県医師会、郡市医師会、医療機関と定期的な情報交換会等を開催するなど、医療関係機関の理解と協力のもとに進めている。</p> <p>○新型インフルエンザ等対策については、25年4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行され、県の行動計画を策定中である。</p>	危機管理事案発生時に迅速・的確な対応が取れる体制の充実・強化を図る。					<p>○発生が想定される危機管理事案については、平素から情報収集に努めており、また、発生時の行動マニュアルなども整備されている。</p> <p>○北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射事案、核実験事案については、情報伝達体制を整えるとともに、課内職員による宿直体制や事前待機体制をとり、発生時には情報伝達、危機管理連絡会議の開催など、迅速・適切に対応することができた。</p> <p>○入院が必要な感染症患者に適切な医療を提供するため、医療機関に対し空床補償等を補助し、感染症病床を適正に確保・運営している。</p>	
B	<p>○防災関係機関等との連携の強化や防災訓練、緊急連絡体制の整備を行うとともに、住民を対象とした防災講演会や自主防災リーダー研修会、津波避難計画策定ワークショップ等を行い、住民の意識啓発や地域防災力の向上を図った。</p> <p>○災害医療関係機関連絡会議を設置し、災害時の医療救護体制の整備を図った。</p> <p>○土砂災害警戒区域等の指定に向けた基礎調査は着実に進んでいる。また学習会や研修会には多くの参加者があり、警戒避難体制の整備や県民の防災意識の向上を図ることができた。</p> <p>○公共建築物については、耐震改修の進展が見られるが、建築物の多くを占める民間住宅の耐震化は進んでいない状況にある。</p>	広域的大規模災害や津波災害に対応できるよう県地域防災計画（震災編）の見直しを行う。	<p>県地域防災計画（震災編・風水害対策編）については、平成25年2月に見直しを行い、津波対策の充実強化を図るとともに、「減災」の考え方を基本方針とし、人命が失われないことを最重視し、様々な対策を組み合わせ総合的な防災対策を講じることとするなど、より実効性のある計画とした。</p>	公共建築物の耐震化率	%	84.5	81.0	95
		土砂災害警戒区域等の指定箇所数	箇所	32,000	31,789	35,000		
		土砂災害防止学習会・研修会の受講者・参加者数	人	延べ7,000	延べ9,472	延べ12,000		

<p>今後の施策全体の進め方と取り組みの方向性</p>
<p>○想定される事案に対しての平素からの情報収集に努める。</p> <p>○対応マニュアルの整備や具体的に対応した際の検証による見直し、各種訓練の実施などを通じた他県・市町村・関係機関との連携の強化を図る。</p> <p>○訓練等により、職員の危機管理意識と対応能力の向上を図る。</p> <p>○国民保護事案への対応力を高めるため、関係機関との連携を図り、訓練を引き続き実施していく。</p> <p>○感染症患者に対する適切な医療を提供するため、引き続き、県医師会、郡市医師会、医療機関と連携を図り、現在の医療体制を維持する。</p> <p>○新型インフルエンザ対策に必要な医療を確保するため、引き続き、県医師会、郡市医師会と定期的な情報交換会等を開催し、連携を図る。 また、診療所や病院に対しては、新型インフルエンザに関する情報を的確に提供し、感染防護のため個人防護服の提供等、支援していく。</p>
<p>○各地区ごとの「津波避難計画」の作成を推進するため、ワークショップの実施や計画策定の支援を市町村と協力して取り組む。</p> <p>○減災目標の着実な達成を図るため、関係部局と連携して取り組む。</p> <p>○地域の防災力を強化するため、市町村などと協力し、地域住民の防災意識の向上、地域防災リーダーの育成等に取り組む。</p> <p>○広域的大規模災害に備えるため、中国5県をはじめとする広域相互支援体制のもとに、具体的な受援計画等の策定を進める。</p> <p>○県災害医療関係機関連絡会議により、平時から関係機関の緊密な連携体制を確保し、災害発生時における円滑かつ適切な医療体制の整備を図る。</p> <p>○土砂災害特別警戒区域の指定については、基礎調査結果の公表を行うとともに、「土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業」等の補助制度を紹介しながら、市と意見交換し理解を得ていく。</p> <p>○県西部での被災宅地危険度判定士養成講習会の開催及び被災宅地危険度判定士のいない町村に対する講習会参加の呼びかけを行うとともに、市町村担当者会議の開催を検討し、体制整備に努めていく。</p> <p>○地震と耐震化の理解を深めるための市町村と連携した周知方法、耐震診断・耐震改修を促進するための補助制度の拡充などに取り組む。</p>

基本目標	政策	施策名	目的
	II 安心して暮らせるしまね 1 安全対策の推進	施策II-1-3 原子力安全・防災対策の充実・強化	○原子力発電所周辺地域の環境放射線の測定監視や発電所の運転状況などの把握と情報公開に努めるとともに、万一の原子力災害に備え、防災体制を充実・強化し、地域住民の安全を確保するとともに安心して暮らせる環境を保全します。
		施策II-1-4 治安対策の推進	○県民が安全で安心して暮らせる日本一治安の良い地域社会を実現するため、各種犯罪への対策を強化するとともに、県民の自主防犯活動と連携し地域に密着した取組みを推進します。

評価時点（平成25年8月）での総合的な評価						
総合的な評価 ※)	判断理由	成果参考指標				
		指標名等	単位	24年度	24年度	27年度
				目標値	実績値	目標値
B	○成果参考指標に掲げる取り組みを進めたほか、原子力関連施設見学会（年4回）、広報誌「アトムの広場」の発行（年4回）、原子力講演会（年3回）等により、県の原子力防災・安全対策の取り組み状況や放射線に関する普及啓発活動を実施した。 ○緊急被ばく医療体制については、被ばく医療機関及び避難所等の派遣する医療班が活用する医療活動用資機材の整備を進めるとともに、防護対策実施区域の拡大に伴い、県内の被ばく医療機関を3から16に増やした。 ○こうしたことから、施策目的達成に向け順調に進んでいると考えるが、今後も国の指針の改定に伴う地域防災計画の見直し、計画の具体化、原子力防災訓練内容の見直しなどの対応が求められているため。	モニタリングポスト等機器の増設、体制の見直しを図り、平常時及び緊急時における環境放射線監視体制を充実する。	モニタリングポストについて、既設の固定局11局、可搬型暫定設置8局、水準調査用5局、環境放射線等モニタリング用2局に加えて、24年度には固定局13局、可搬型50基を整備し、環境放射線の監視強化を進めた。			
	広域避難に対応できるよう地域防災計画（原子力編）の見直しを行う。	平成25年2月に、国の「原子力災害対策指針」を踏まえて、県の地域防災計画（原子力災害対策編）を修正した。平成24年11月には、これに先行して「原子力災害に備えた島根県広域避難計画」を策定し、平成25年1月には、この計画をもとに、島根県、鳥取県の2県と原発立地市の松江市、島根原発から30km圏内の出雲市、安来市、雲南市、米子市、境港市の6市による原子力防災訓練を実施した。				
	原子力防災訓練に参加した防災業務関係者の訓練目的・目標の達成割合	%	95以上	90	95以上	
B	○平成24年の刑法犯認知件数は前年比で微増したものの、平成25年6月末現在では昨年同期比で減少しており、ピーク時の平成15年からの減少傾向が継続している。 ○一方、減少傾向の中にあつて窃盗犯の認知件数が増加し、子ども・女性に対する声かけ・つきまとい事案、高齢者等が対象となる特殊詐欺（振り込め詐欺、振り込め類似詐欺）の被害が後を絶たないなどの身近な犯罪が発生していることから、県民の犯罪被害に対する不安感が低いとは言えない状況にある。	犯罪率（暦年）	件/千人	6.3以下	6.4	6.1以下

今後の施策全体の進め方と取り組みの方向性
○原子力規制委員会に対し、新たな規制基準に基づき、中国電力が、島根原発1、2、3号機に関する設置変更許可等の申請を行った場合には、その安全性について、責任を持って厳格な審査を行い、適切な指導を行うこと。また、審査結果について、地元自治体や住民へわかりやすく説明を行うことを求めていく。また中国電力に対しては、新たな基準に基づく安全対策の一層の強化を求めていく。 ○環境放射線等の測定を行う体制（機器整備、緊急時モニタリング計画改定等）を強化するとともに、その結果の伝達も含め、放射線・放射能に関する適切な広報の充実を図る。 ○地域防災計画（原子力災害対策編）や広域避難計画については、国の防災基本計画の改定、原子力災害対策指針の改定に対応して修正する。また、マニュアル作成など具体化を進めていく。このように具体化を図ったマニュアルなどを基にした訓練を企画するとともに、訓練参加者の評価が低かった緊急時モニタリング訓練の内容の見直しなどをした上で、一連の訓練を繰り返し実施することにより、実効性のある原子力防災体制を構築していく。 ○国に対し、引き続き、広域避難における避難手段、要員の確保等前面に立った体制の構築や官公庁等の防災機関の放射線防護対策、要援護者施設の放射線防護対策の拡充など、より実効性のある避難体制を構築するための財政支援を求めていく。 ○緊急被ばく医療体制の充実に向けて、被ばく医療機関等関係機関との協議を行うとともに、必要なコストについては国へ要望協議していく。
○【犯罪の抑止・検挙対策の推進】 ・犯罪の未然防止を図るため、パトロール態勢を整備し、発生状況を定期的に分析し、その結果を踏まえ積極的かつ重点的なパトロール活動を推進する。 ・凶悪犯罪が発生した時、早期に検挙するため、最大限の人数を現場に投入し、現場鑑識、聞き込み捜査などの初動捜査を徹底する。また、最新の資機材を利用した情報分析支援により、多角的な捜査を展開して犯人を割り出すとともに、DNA型鑑定などの科学捜査を推進するなど、捜査の一層の高度化に努める。更にこれら捜査を指揮する捜査幹部の能力向上及び捜査員の個々の捜査技能の向上を図る。 ○【犯罪の起きにくい社会づくりの推進】 ・県民一人一人の自主防犯意識を向上させるとともに、民間防犯ボランティアの活性化を図るため、「みこぴー安全メール」や「島根県警察安全安心情報ツイッター」による情報発信を継続・強化し、県民に犯罪に関する情報提供を行う。また、市町村等関係機関との連携による特殊詐欺（振り込め詐欺・振り込め類似詐欺）被害防止等の犯罪被害防止に関する広報啓発活動を推進するほか、小中学校で犯罪被害防止教室を継続実施するなど、犯罪の起きにくい社会づくりに向けた諸施策を推進する。

基本目標	政策	施策名	目的
Ⅱ 安心して暮らせるしまね	1 安全対策の推進	施策Ⅱ-1-5 交通安全対策の推進	○交通安全県民運動や交通安全教育を推進し、県民の交通安全意識を一層高めるとともに、交通環境の整備や交通指導取締りにより、県民を交通事故から守ります。
		施策Ⅱ-1-6 消費者対策の推進	○自立した消費者の育成、取引の適正化、苦情処理・紛争解決体制の整備等を推進し、県民の消費生活の安全・安心を確保します。

評価時点（平成25年8月）での総合的な評価						
総合的な評価 ※)	判断理由	成果参考指標				
		指標名等	単位	24年度	24年度	27年度
				目標値	実績値	目標値
C	○関係各機関が連携して交通事故防止対策に取り組んでいるが、平成24年の年間交通事故死者数・死傷者数・高齢者死者数はいずれも目標値に遠く及ばなかった。平成25年1月～6月末までの交通事故の死者数、死傷者数、高齢者死者数はいずれの数値も前年の同時期に比べ下回っているが、高齢者死者数は平成25年の年間目標（12人）に対して既に11人と、既に厳しい情勢にある。	交通事故年間死者数	人	26以下	45	20以下
	○10年間（H15～H24）の推移を見ると、年によって変動はあるもののH23年まで概ね減少傾向だった死者数、高齢者死者数は、H24年は増加した。全死者のうち高齢者死者の占める割合は、平成18年以降半数強を占めていることから、個別訪問指導等を強化することから、引き続き、対策を推進していく必要がある。一方、死傷者数は、H15年から一貫して減少している。	交通事故年間死傷者数	人	1,900以下	2,065	1,600以下
	○歩道整備については、計画的な予算配分により順調に進捗している。	交通事故年間高齢者死者数	人	13以下	26	10以下
		歩道の整備率	%	82	82	86
B	○行政の体制（取引の適正化、苦情処理・紛争処理体制）整備については、全市に全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）が導入されるなど着実に進んでいる。 ○消費者の知識として、クーリング・オフ制度は知られてきているが、悪質商法の手口や消費者問題全般への関心を喚起していく余地が残る。	クーリング・オフ制度を知っている人の割合	%	85	83	85

今後の施策全体の進め方と取り組みの方向性
<p>○「第9次交通安全計画」（H23～H27）に基づき、各年度の実施計画において、関係機関と協働しながら目標達成に向けて進行管理を行う。 ・交通事故の抑止には、一人ひとりの「交通安全意識」と「交通安全習慣」の定着が重要であることから、交通安全啓発に取り組む県民総ぐるみの運動を、関係団体と協働して推進する。</p> <p>○「運転者」と「高齢歩行者・自転車」に重点を絞った交通死亡事故抑止対策を推進する。 （運転者） …交通指導取締りはもとより、「緊張感の保持」「スピードダウン運動」「早めライトの点灯と上向きライト走行」などの対策を行うとともに、「しまね安全ドライブコンテスト」を見直し、高齢者枠の創設やコンテスト期間の延伸による安全運転意識の継続など、より即効性のある対策を行う。 （高齢歩行者・自転車） …「道路横断時の安全確認の徹底」「夜光反射材の着用の徹底」などの対策を実施する。 …特に高齢歩行者に対しては、高齢者世帯の訪問指導や、交通安全教室の開催等地域の状況に応じたきめ細かな対策を着実に実施する。 …多発する高齢者被害の交通死亡事故抑止のため、本年4月から事業開始している4警察署（松江、出雲、浜田、益田）に配置する「高齢者交通安全アドバイザー」を活用し、高齢者が集まる場所でのワンポイントアドバイスや高齢歩行者等の街頭における保護誘導活動等の活動を行う。</p> <p>○交通安全のための道路整備を、国の交付金等の総額確保に努めながら進めるとともに、ゾーン30（最高速度30km/hの規制区域）の整備、事故危険箇所対策を重点としたバリアフリー対応型信号機及び歩車分離式信号機の整備、自転車の道路交通環境の整備等に取り組む。</p> <p>○平成24年度実施の通学路の緊急合同点検箇所については、教育委員会、警察、道路管理者の三者が連携しながら、できるだけ早い時期での対策完了を目指す。</p>
<p>○相談等に携わる人材育成に努め、市町村相談員のレベルアップや専門家の養成、消費者団体活動の担い手の育成を図る。</p> <p>○様々な広報手段の活用や出前講座などを通じて、自立した消費者の育成と消費者被害予防のための啓発を行うとともに、消費者団体と連携して家族や地域にも注意喚起を行うなど、より効果的に被害の未然防止・拡大抑制に取り組んでいく。</p>

基本目標	政策	施策名	目的	評価時点（平成25年8月）での総合的な評価					今後の施策全体の進め方と取り組みの方向性		
				総合的な評価 ※)	判断理由	成果参考指標					
						指標名等	単位	24年度 目標値		24年度 実績値	27年度 目標値
Ⅱ 安心して暮らせるしまね	1 安全対策の推進	施策Ⅱ-1-7 災害に強い県土づくり	○道路防災対策、治山治水対策、土砂災害対策、海岸保全対策等により県土を整備し、集中豪雨、台風、地震等の発生時における県民の生命、身体及び財産への被害の発生を未然に防ぎます。	A	○各事業とも順調に進捗している。 ・国直轄の斐伊川・神戸川治水事業は、当初H24年度末の完成を目指していた斐伊川放水路の完成がH25.6になったが概ね計画どおり進捗しており、今後も関係者の理解を得るよう説明等続ける。 ・河川改修は、引き続き限られた予算の中で優先度、緊急度を考慮し整備する。 ・土砂災害防止対策工事は、砂防・農地・森林の関係課が連携しつつ進めている。 また、出前講座等のソフト対策も土木・農林連携して実施している。 ・道路防災は、緊急輸送道路上を優先して計画的に実施している。 ・海岸保全施設は計画どおりに整備が進んでいる。	洪水から保全される人口	人	296,700	216,675	311,500	○安定的な予算の確保が図られるよう国へ要望するとともに、コスト縮減による事業量確保や適正な維持管理によるライフサイクルコストの縮減に取り組む。 ○県東部の浸水が常襲する低平地の河川改修や避難所の土砂災害対策など対象を重点化して効果的に事業を執行する。 ○波積ダム、矢原川ダムは国において継続が決定されたので、事業促進に向けて予算の確保に努める。 ○斐伊川放水路については出雲市と連携して地元対応を行う。 ○大橋川改修に関しては、事業に対する地権者や地元住民の理解を得るための説明や大橋川コミュニティセンターを活用した情報発信を引き続き行う。 ○土砂災害に対しては、ハード整備とソフト対策を併せた総合的な防災対策を推進する。 ソフト対策：雨量・水位等適切な情報提供、防災意識高揚のための啓発、警戒区域やハザードマップの周知、土砂災害警戒区域の指定による開発抑制、山崩れ発生予知施設（雨量計）等による警戒避難態勢の整備 など ○離岸堤工事と併せて航路浚渫を行い、浚渫砂を養浜に使用するなど効果的・効果的な侵食防止工事を行う。（三隅港、益田港）
		施策Ⅱ-1-8 食の安全の確保	○食品の生産から加工、流通の各段階における法定指導、監視、検査を充実強化し、食品の安全性を確保します。	B	○食品関係事業者に対する指導・助言、食品関係施設の監視指導、食品検査、消費者への食品衛生に関する啓発・情報提供が、食中毒の発生防止並びに県内流通食品の安全性の確保に寄与している。 ○ノロウイルス食中毒の減少には、冬季における食中毒注意報・警報の発表基準の策定による注意喚起が寄与しているが、食中毒や感染症の発生状況等に対応した、適時適切な取り組みを行っていく必要がある。 ○水産物衛生管理研修により、生産者・漁業関係者の意識啓発に寄与している。 ○イワガキ等二枚貝の定期的な検査、及び基準値を上回った場合に出荷自粛などの迅速な対応を行うことにより、食中毒の発生防止につながっている。	食中毒年間発生件数	件	7以下	7	7以下	

基本目標	政策	施策名	目的	評価時点（平成25年8月）での総合的な評価					今後の施策全体の進め方と取り組みの方向性	
				総合的な評価 ※)	判断理由	成果参考指標				
						指標名等	単位	24年度 目標値		24年度 実績値
Ⅱ安心して暮らせるしほね	2 健康づくりと福祉の充実	施策Ⅱ-2-1 健康づくりの推進	<p>○県民自らが健康づくりに取り組む環境の整備と適切なサービスの提供を進め、県民の生涯にわたる心身の健康の保持増進を図ることにより、健康長寿日本一を目指します。</p>	<p>○県民の健康増進については、「健康長寿しまね推進計画」「たばこ対策指針」「食育推進計画」等に基づき、健康づくり、喫煙対策、食育、歯科保健等、県民自ら活動に取り組むための環境整備や、普及啓発を進めており、平均寿命は年々延びている。（男性：79.51歳（全国26位）・女性87.07歳（全国2位）H22年データ）</p> <p>○特定健診の保健指導実施率が目標（40%）の半数（19.5%）であり、対象者への的確な指導の実施が必要である。</p> <p>○がん検診の受診者数（市町村実施分）は、138,615人と目標達成できなかったが、がん対策推進計画に掲げた検診機関と医療機関の受診者を加えたがん検診受診者総数は増加した。（H23年度：436,884人→H24年度：443,073人）</p> <p>○がんの年齢調整死亡率（75歳未満）を見ると、年により多少の増減はあるものの減少傾向で推移している。（男性：平成17年131.5→平成23年107.1、女性：平成17年60.6→平成23年50.7）</p>	がん検診年間受診者数	人	160,000	138,615	190,000	<p>○がん検診については、幅広い関係者と連携して年代や性別などの対象に応じた効果的な啓発に取り組み、未受診者や要精密検査者への受診勧奨についても推進する。</p> <p>○健康づくりは、働き盛り世代が実行できるように、企業・経済団体・薬局やスーパー等と連携した「栄養・食生活」「運動」の取組を推進する。</p> <p>○生活習慣病予防のために、市町村や各保険者と連携し、特定健康保健指導の受診者や実施者について、特に壮年期の男性が参加しやすい工夫をするなど、対象者に合わせた取組や啓発を行う。</p> <p>○ほとんど全ての年齢階級で自殺死亡率が全国平均を上回っていることから、県民運動的な取り組みが必要である。このため、心の健康を理解するためのストレスチェック表の配布、悩みを抱えた人が相談しやすいよう各種相談窓口の周知、自死の危険を示すサインに気づき、見守り、適切な行動が実践できるゲートキーパーの養成とステップアップ研修の強化などに取り組む。</p> <p>○感染症のまん延を防止するためには、感染症発生情報を把握し、収集した情報を県民や医療機関等へ的確に情報提供していく。また、感染症患者が発生したときは、徹底した調査・検査を実施し、感染拡大防止を図る。</p>
		施策Ⅱ-2-2 地域福祉の推進	<p>○福祉サービスの確保と質の向上を図るとともに、公的サービスとボランティアや地域の活動、地域住民の連携により、日常生活を支える地域福祉の仕組みづくりと住民が相互に支え合う社会の構築を目指します。</p>	<p>○地域福祉については、地域福祉計画、小地域福祉活動、民生委員、人材確保、日常生活自立支援体制など活動基盤の確保、強化が進んでいる。</p> <p>○一方、コミュニティソーシャルワーカーの養成数、地域福祉計画の策定市町村数など数値目標に達していないものもある。</p> <p>○福祉サービスについては、耐震改修などのハード整備、指導監査・経営指導・第三者評価などの法人のソフト面支援、福祉・介護人材確保策等により、サービス基盤の確保充実が順調に進んでいる。</p> <p>○総合福祉センターは福祉活動の拠点施設として十分に活用される。</p>	小地域福祉活動組織の設置数（累計）	カ所	2,350	2,810	3,100	

基本目標	政策	施策名	目的	評価時点（平成25年8月）での総合的な評価					今後の施策全体の進め方と取り組みの方向性		
				総合的な評価 ※)	判断理由	成果参考指標					
						指標名等	単位	24年度 目標値		24年度 実績値	27年度 目標値
II 安心して暮らせるしなね	2 健康づくりと福祉の充実	施策II-2-3 高齢者福祉の推進	○高齢者が生涯を通じて、住み慣れた地域で安心して暮らせるとともに、元気な高齢者が地域の担い手となって積極的に活動する仕組み・環境づくりを進めます。	B	○地域住民に対する介護予防や認知症に対する意識醸成、元気な高齢者の地域活動参加への支援、介護サービスの質の向上のための事業者指導など、市町村や関係団体と連携して取り組むことにより、施策の進行状況はおおむね順調である。 ○今後、第5期計画において中心的な取り組みとしている「地域包括ケアシステム」が、それぞれの地域で、できるだけ早く構築されるよう市町村との一体的な取り組みが必要である。	介護を要しない高齢者の割合（年間）	%	84.7	84.6	84.7	○各市町村が、地域の実情に応じた「地域包括ケアシステム」ができるだけ早く構築されるよう、県として必要な助言を行っていく。 ○「地域包括ケアシステムの」根幹を成す「医療と介護の連携」については、地域包括支援センターの機能強化や訪問看護の充実などに優先的に取り組む。加えて、生活支援サービスの拡充についても、市町村の取り組みを支援していく。 ○介護予防については、効果的な予防プログラムの普及やリハビリテーションの視点から予防活動を実践できる人材の育成を進めていく。 ○認知症については、疾患の特性の理解と普及啓発に努めるとともに、認知症サポート医の全市町村配置、若年性認知症を含めた相談窓口の周知及び認知症高齢者の権利擁護に向けた取り組みなどを推進する。 ○高齢者が地域を支える側に立って活動するよう意識改革を進めていくために、老人クラブの意義やいきいきファンドの事業概要などを広く周知し、活動への参加促進とファンドの活用促進を図る。また、生涯現役証の付加価値を高めるため、協賛店舗数の拡大にも引き続き取り組んでいく。 ○制度の改正に対し、市町村・事業者への説明会開催やHP掲載等、県内関係者への効果的な情報提供を行うとともに、研修会開催等人材養成に努めていく。また、相談支援コーディネーター等を配置・派遣しながら、市町村の相談支援の体制強化に向けた支援を行う。 ○第3期障害福祉計画に基づき、国庫補助金の積極的な確保に努め、グループホームの整備を着実に進める。耐震化基金を活用したグループホームのスプリングラー整備を進める。 ○精神障がい者の地域生活への円滑な移行を阻害している課題を抽出し、具体的な施策を検討する。 ○H25年6月に策定した調達方針（障害者優先調達推進法）について広く周知しながら、当該方針に基づき、県から県内就労継続支援B事業所等への発注額を拡大させていく。受発注のマッチングに努めるとともに、市町村へも働きかけを行う。 ○発達障がい者支援については、発達障害者支援センターを中心に、保健、医療、福祉、教育、就労等の関係機関との情報共有、小児科医・保健師等への研修等人材育成を行いながら、地域の支援体制の強化を図っていく。 ○あいサポート運動について、県内研修を拡大する等により、県民の障がい理解の一層の普及を図っていく。 ○生活環境衛生の確保は、各種の法律等に基づく監視・指導の充実によるため、マニュアルなどを活用し、適切かつ確実な監視・指導を実施する。 ○水道事業の統合化や水道事業の老朽化対策は、その財源確保について、補助事業の拡充などの支援を国に対して要望していく。 ○動物管理等の対策事業については、適正飼養や動物愛護思想の普及を推進し、また、飼い主のいない猫対策等を進め、殺処分される犬・猫の数の減少を図る。
		施策II-2-4 障がい者の自立支援	○「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がい者が住みたい地域で、障がいのない人と同じように、安心して、自立した生活を営むことができ、地域の住民と共に支え合う地域社会を実現します。	B	○グループホーム等整備や地域の相談支援体制の充実等により、施設入所からの地域移行は毎年度着実に進んでいる。 ○入院中の精神障がい者の地域移行も、相談支援給付（地域移行支援）等の効果により、毎年度順調に進んでいるが、5年以上65歳以上入院患者の地域移行は簡単でなく、課題を明確にした取組が必要である。 ○施設・事業所における工賃向上については、販路開拓員支援員派遣事業や就労事業振興センターの設置等により、全国上位の水準で推移し、順調に増加している。	施設から地域生活への移行者数（累計）	人	469	497	541	
		施策II-2-5 生活衛生の充実	○飲料水、医薬品等の安全性の確保、旅館業や理美容業などの生活衛生営業の衛生環境を確保するための監視・指導を強化し、県民の生活環境衛生を守ります。	A	○各法令に基づく許認可や監視・指導を実施し、県民に対する情報提供を的確に行うことにより、生活衛生に関する健康被害は防止できるものと考えている。	生活衛生に関する健康被害発生件数	件	0	0	0	
						薬事に関する健康被害発生件数	件	0	0	0	

基本目標	政策	施策名	目的
Ⅱ 安心して暮らせるしほね	健康づくりと福祉の充実	施策Ⅱ-2-6 生活支援の確保	○経済的に困窮した人などが、自立し安定した生活を送れるよう、各種施策により支援します。また、戦没者や戦傷病者等への福祉の増進と中国帰国者等の自立を促進します。
	3 医療の確保	施策Ⅱ-3-1 医療機能の確保	○医療機関相互の機能分担と連携により、県民が必要かつ良質な医療を受けられるよう医療機能を確保します。

評価時点（平成25年8月）での総合的な評価						
総合的な評価 ※)	判断理由	成果参考指標				
		指標名等	単位	24年度	24年度	27年度
				目標値	実績値	目標値
B	<p>○目標値を0.1ポイント下回ったが、就労により自立した世帯は前年比で13.6%増加しており、自立支援プログラムや福祉事務所への就労支援員の配置、ハローワークと連携した「福祉から就労」支援事業が成果を上げている。</p> <p>○離職者等に対する住宅手当受給者37人に就労支援を行い、32人が就職に至るなど（就職率86.5%）、ハローワークと連携した就労支援が一定の成果を上げているが、目標の就職率90%に達していない。</p> <p>○戦没者等の遺族等への援護事務は、特別弔慰金、特別給付金等の支給事務を国の示す裁定手続きに従い、適切に実施している。中国帰国者対策は、支援給付等関係市町と連携・指導等適切に実施している。</p>	就労により自立した世帯の割合（年間）	%	11.2	11.1	11.4
B	<p>○医療従事者の確保対策の取り組みのほか、機器整備の支援や、ITを活用した全県医療情報ネットワークの利用拡大、ドクターヘリの運航、院内がん登録の推進などに取り組んでいく予定であり、医療機関の機能分担と連携がより図られることから、施策目的達成に向け、概ね順調に進んでいる。</p> <p>○救急病院数は目標値に達しているが、医療機関によっては、医療従事者の不足により、救急医療体制の維持が危ぶまれているところもある。</p>	救急病院数	病院	24	24	24
		地域医療拠点病院数	病院	21	21	21
		医療情報ネットワーク接続病院数	病院	10	13	全病院の8割
		院内がん登録実施病院数	病院	12	13	12

今後の施策全体の進め方と取り組みの方向性
<p>○離職者等に対する就労支援については、緊急雇用対策の各施策のほか、「生活保護受給者等就労自立促進事業」によりハローワーク等との連携をより一層密にしたセーフティネット体制を構築する。</p> <p>○現在取り組んでいる自立支援プログラムの活用（就労支援員による取組を含む）、他の社会保障制度における給付の活用支援、医療・介護サービスの利用支援などにより生活保護からの自立促進の取組を継続する。</p> <p>○福祉事務所における相談、生活保護の実施、他法他施策の活用等が適切に行われるよう、職員研修などにより職員の資質向上を支援するとともに、指導監査や町村福祉事務所の支援を通じ業務水準の向上を図っていく。</p> <p>○今年度から開始される、戦没者等の妻に対する特別給付金の裁定手続きについて、国からの個別案内等のスケジュールに従い、受給権者の把握、請求指導を的確に進める。その他、今後も必要に応じ、関係者への制度説明や周知を実施していく。</p> <p>○中国帰国者対策については、引き続き事務監査を的確に実施するなど、市町との連携を図り、支援給付制度の適正な運用が図られるよう努める。</p>
<p>○限られた医療従事者、施設、設備などを最大限活用するため、医療機関相互の連携を強化することが求められる。地域の医療機関・行政・医師会等関係団体が、「地域医療確保」に向け課題によっては圏域を超えた調整を含めた協議を、保健所を中心として進めていく。</p> <p>○救急医療体制の維持・充実のため、今後一層医療従事者の確保に努めていく必要がある。</p> <p>○ドクターヘリの広域連携について、運航状況等を踏まえつつ、関係県と連携を強化して効果的な運航に努める。救急病院の負担軽減につながる地域住民が実施する啓発活動等の支援を進める。また、医療機関相互の連携、医療と福祉の連携による在宅医療の推進を図るため、全県医療情報ネットワークの利用拡大に向けた取り組みを進める。</p> <p>○がん対策については、平成25年3月に改定した「島根県がん対策推進計画」で設定した具体的な数値目標に向けて、地域医療再生計画に基づく事業を着実に実施するなど、引き続き、医療機関や患者団体等との連携を強化し、医療機能の確保や患者団体の活動支援等に総合的に取り組む。</p> <p>○精神科救急医療については、精神科医の確保を含め、関係機関との連携を強化し体制の確保に努める。精神保健指定医については、診療所等の協力も得ながら措置診察を行う指定医の確保に努める。</p> <p>○若年層を対象とした献血に関する啓発事業を、引き続き血液センターと連携して実施する。高校生を対象とした献血セミナーについては、ボランティア醸成につながる研修と組み合わせるなど、学校側が受け入れやすいメニューで実施していく。</p>

基本目標	政策	施策名	目的
Ⅱ 安心して暮らせるしまね	3 医療の確保	施策Ⅱ-3-2 県立病院における良質な医療提供	○県内全域を対象とする県の基幹的病院として実施すべき救急医療や高度・特殊・専門医療、地域医療支援機能等を充実して、県民に安全安心で良質な医療を提供します。
		施策Ⅱ-3-3 医療従事者の養成・確保	○適切な医療を提供するためには、医師、看護職員をはじめとした医療従事者の確保が最も重要であり、優れた医療従事者の養成・確保に努めます。
	4 子育て支援の充実	施策Ⅱ-4-1 子育て環境の充実	○子育て支援サービスの充実や仕事と家庭の両立ができる環境の整備などを行い、子どもを安心して生み育てることができるようにします。

評価時点（平成25年8月）での総合的な評価						
総合的な評価 ※)	判断理由	成果参考指標				
		指標名等	単位	24年度	24年度	27年度
				目標値	実績値	目標値
B	○引き続き、医療従事者の確保や医療機器の整備など、必要な医療提供体制の充実・強化を進めるとともに、こころの医療センターにおいては、入院患者への適切な治療及びケアにより早期退院支援を図りながら取り組みを進める。	平均在院日数（中央病院）（年間）	日	15.5未満	13.8	16.0未満
		退院率（3ヶ月以内）（こころの医療センター）（年間）	%	70以上	71.9	70以上
B	【医師確保】 奨学金、研修支援資金を引き続き貸与するとともに、医学生に対しては「島根大学地域医療支援学講座」が地域医療の魅力などを伝え、医師に対しては「しまね地域医療支援センター」が継続的なキャリア形成支援を行うなどにより、概ね順調に進んでいる。しかし、医師の地域偏在や診療科偏在の解消には至っていない。 【看護職員確保】 修学資金貸与や県立石見高等看護学院における地域推薦枠の導入などの県内就職促進対策により、県内養成機関を卒業した看護職の県内就業率は目標値を超えている。一方で、依然として結婚・出産等を理由とする中途退職があるといった課題もあるので、今後勤務環境の改善支援などに、さらに力を入れて取り組むことで、離職防止と潜在看護職の復職促進を図り、就業者数の増加を見込む。	しまね地域医療支援センターへの医師登録者数	人	88	98	140
		県内養成機関を卒業した看護職員の県内就業率	%	70.0	80.7	70
B	○地域全体での子育てを応援する気運醸成や職場での子育て支援体制の充実、子育て家庭の多様なニーズに応じた子育て支援サービスを提供する市町村支援、また、縁結び支援について、市町村や関係団体、企業等と連携しながら取り組むことができたが、大型店の閉店による脱退などにより、こころ事業の協賛店舗数が目標に達しなかった。 ○保育所入所児童数は目標を上回り、待機児童数は減少傾向にある。	こころ事業の協賛店舗数（累計）	店舗	2,300	2,219	2,500
		従業員の子育て支援に積極的に取り組む企業数（累計）	社	210	226	250
		保育所入所児童数	人	22,200	22,497	23,500

今後の施策全体の進め方と取り組みの方向性
○県の基幹病院としての機能を維持・充実するために、勤務環境改善等を含め、医療従事者の確保を積極的に行うとともに、地域医療機関との適切な役割分担による連携の強化を図りながら、質の高い医療の提供と健全経営の推進を図る。 ○また、精神医療については、急性期治療体制を維持するとともに、入院患者の早期退院支援の充実を図る。
【医師確保】 島根大学医学部構内に「支援センター」「支援学講座」「島根大学卒業後臨床研修センター」「研修医の研修室」等が入居する施設が整備される。これにより、大学との連携を一層強化するとともに、医療機関、医師会、市町村等と一体となり、医師の県内定着及び地域偏在や診療科偏在の解消に向けた支援体制の充実を図る。 【看護職員確保】 新人看護職員の県内就業支援、離職防止と並び、今後、特に潜在看護職員の復職支援の強化が重要となる。島根県看護協会や市町村と連携して、未就業看護職員の把握に努めるとともに、復職の相談体制・機能の強化や復職を支援する研修体制の充実を図る。
○こころ協賛店の拡大（県西部）に向けたフェスタやスタンプラリーの実施、子育て情報誌「コトヒト」の発行及びこころキャンペーンの開催により、より一層協賛店のPR強化を行いながら、子育てを社会全体で応援する気運醸成を図る。 ○島根労働局や商工会議所等と連携し、未認定企業に対して認定申請を働きかけ、仕事と家庭の両立支援に取り組む企業の拡大を図る。 ○子育て支援について、市町村の意見を聞きながら、地域ニーズに応じたきめ細かな子育て支援を行う市町村の取り組みを支援していく。 ○縁結び応援について、行政、団体・企業、ボランティアが連携・協働する支援体制をつくるため、モデル地区を設定し、地域が一体となった取り組みを進め、県内に拡大していく。 ○「島根県子ども子育て支援推進会議」を設置し、県計画の審議を行うとともに、国の検討の動向を注視しながら、県の関係部局（義務教育課・総務部総務課）及び市町村との情報共有や連携の強化を図り、円滑な実施に向けた準備を進めていく。 ○長期的な保育ニーズに留意しつつ、市町村の実態に応じた保育所の施設整備の計画的取り組みを支援し、待機児童の解消を進めていく。また、保育所や放課後児童クラブ等において必要な保育等が受けられるよう、小規模保育所の運営の安定化など、地域の実情に応じた市町村の取り組みを支援していく。

基本目標	政策	施策名	目的
II 安心して暮らせるしほね	4 子育て支援の充実	施策II-4-2 子育て福祉の充実	○虐待を受けているなど保護が必要な子どもやその家庭への相談・支援体制を充実し、子どもたちの権利を守り、社会への自立に向けた支援を進めるとともに、母子家庭等の生活・経済面での自立支援を進めます。
		施策II-4-3 母子保健の推進	○全ての親と子が健やかに暮らせるよう、妊娠、出産期や小児・思春期を通じた親と子の心と体の健康の保持増進を目指します。
	5 生活基盤の維持・確保	施策II-5-1 道路網の整備と維持管理	○効率的・計画的に道路の整備や維持管理を行い、県民が通勤、通学、買い物、医療、福祉等の日常生活や産業活動を円滑に行えるようにします。

評価時点（平成25年8月）での総合的な評価						
総合的な評価 ※)	判断理由	成果参考指標				
		指標名等	単位	24年度	24年度	27年度
				目標値	実績値	目標値
A	○研修会の実施により市町村の相談支援体制の充実を図り、社会的養護を必要とする児童の保護や養育、母子家庭等の自立支援に向けた取り組みを行い、一定の成果をあげることができた。 ○新規里親登録の拡大に向けた普及啓発活動に継続的に取り組んだ結果、登録数は目標値を超えることができた。 ○母子世帯等の自立支援については関係機関や民間企業とのきめ細やかな連携により多くの就業につなげることができた。	里親登録数（累計）	世帯	87	91	90
		就業支援により就職に結びついた母子世帯等の割合（年間）	%	80	81.1	80.0
B	○全市町村において、妊婦健康診査や母子への健康支援、乳幼児等の医療費助成など各種支援を実施している。 ○健やか親子しまね計画等の推進により、妊娠、出産、育児等総合的な取り組みを実施している。 ○早産の原因となる妊娠中の喫煙や飲酒は、ゼロになっておらず、引き続き啓発が必要。	低出生体重児の出生割合（年間）	%	10.7以下	10.8	10.7以下
		出生後4か月児の母乳育児の割合（年間）	%	64.9	65.8	68.5
A	○道路整備について、予算の確保が事業進捗の前提だが、各事業とも予算の確保に努め概ね計画どおりに進捗している。 ○その結果、少しずつではあるが県民の日常生活や産業活動の基礎となるインフラ整備、および維持補修は進んでいる。	広域市町村圏中心地への30分アクセス圏域（人口比）	%	80.9	80.9	81.4
		道路改良率	%	65	66	67
		緊急輸送道路の改良率	%	88	88	89
		良好な路面状態の確保率	%	92	93	92

今後の施策全体の進め方と取り組みの方向性
○市町村職員及び要保護児童対策地域協議会構成員を対象とした市町村職員等専門研修等を継続実施し、専門性の向上と市町村の相談支援体制の強化を図る。また、児童相談所については、引き続き、専門職員の拡充や研修の充実により、相談支援機能の強化を図っていく。
○国の「社会的養護の課題と将来像」の基本的方向性を踏まえ、各施設と、それぞれの課題や中・長期的視点に立った運営方針等について意見交換をしながら、施設の小規模化や機能強化等を図るための計画を策定し、適切な対応を行っていく。
○里親登録者を増やし、被虐待児等に対応できる専門的スキルのある専門里親の登録を増やしていくため、里親会、児童相談所、市町村等の関係機関が連携し、里親制度の一層の普及促進を図るとともに、里親の専門性向上を図る研修を行っていく。
○母子家庭等の自立支援については、ハローワーク、福祉事務所等との連携を深め、就業支援や生活支援、母子相談等のサービスが一体的に提供できるよう関係機関との効果的なネットワークづくりを進めていく。
○超早産を予防するため、妊婦健診の受診を促すとともに、産科医会等と連携し、早産予防モデル事業（早産や低出生体重児の出生を予防するため、妊娠初期に「細菌性陰症」（感染症）の検査を行い、必要に応じ治療につなげる。事業終了後（H24～H26年度事業）、事業評価し市町村事業に移行予定。）を実施する。
○妊娠中の健康管理について正しく情報提供するため、妊婦健康診査及び母親学級の間を活用し啓発する。
○乳幼児健診受診率の更なる向上のため、実施主体である市町村と連携し、全戸訪問やそれぞれの広報媒体を活用しながら周知徹底に努める。
○H24年度に実施した人工妊娠中絶調査（受療者及び執刀医への調査）結果から、望まない妊娠を防ぎ、性についての正しい知識を身につけるため、教育現場の学校等とともに、関係機関と連携した取り組みを実施する。
○年度当初からの安定的な予算が確保されるよう、国等の動向を注視し機会を捉え働きかける。
○引き続きコスト削減を図る。
○島根県道づくり調整会議等を活用し、国県道・市町村道・農林道・漁港関連道等との連携を図り、効率的・総合的な整備を進める。
○関係者の事業への理解と協力を得るよう努める。 ・構想段階からの住民参加 ・説明会や広報活動の充実 など
○県単用地先行取得制度を活用し、計画的に事業用地を確保する。
○道路パトロールの徹底と「道と川の相談ダイヤル」の活用等で補修箇所を早期発見し予防保全的修繕を行うことにより、施設の長寿命化や更なる舗装水準の確保に努める。

基本目標	政策	施策名	目的
Ⅱ 安心して暮らせるしまね	5 生活基盤の維持・確保	施策Ⅱ-5-2 地域生活交通の確保	○県民が通学、通院、買い物等の日常生活を円滑に送ることができるよう、鉄道、バス、離島航路等の公共交通機関の運行を維持するとともに、地域が担う多様な輸送サービスの普及により、地域生活交通を確保します。
		施策Ⅱ-5-3 地域情報化の推進	○県内ほぼ全域において整った超高速インターネット環境等の利活用を進めることにより、県民生活や産業活動における利便性の向上や、過疎化・高齢化が進んだ地域の医療、福祉、買い物等日常生活を支える機能の維持・確保を図ります。

評価時点（平成25年8月）での総合的な評価						
総合的な評価 ※)	判断理由	成果参考指標				
		指標名等	単位	24年度	24年度	27年度
				目標値	実績値	目標値
B	○少子高齢化、自家用車の普及により地元利用者の減少は続いているが、「神話博しまね」の開催などによる観光利用者の増加や、運行支援、施設整備支援により路線の維持が図られたことにより、施策目的の達成に向け順調に進んでいる。一方で、観光集客に成果のあった「神々の国しまね」プロジェクト以降も、路線の維持を図りながら利用者数を維持する取り組みが必要である。 ○平成24年度で西郷港の岸壁やふ頭用地の造成がほぼ完成するなど順調に整備を進めている。	生活バスの年間利用者数	万人	443	446	443
		一畑電車の年間利用者数	万人	140	139	140
		隠岐航路の年間利用者数	万人	44	42	44
		離島航路の岸壁整備率	%	98	98	100
A	○全県医療ネットワークの整備、福祉・生活面での高齢者向けサービスシステムの企画・開発、行政手続の電子化推進、学校校務の情報化・授業でのICT利活用など、いずれの施策も順調に進んでいる。 ○電子調達システムについては、電子入札の実施率が高まっている。 ○GISについてはアクセス数が増加しており、また市町村職員向けの実務研修会への参加者も増え、利用への理解が高まっている。	超高速通信サービス利用率	%	35	35.6	50

今後の施策全体の進め方と取り組みの方向性
<p>○運行ダイヤの改善など利用者の利便性向上を図るとともに、「出雲大社の大遷宮」などの観光イベントや隠岐ジオパーク認定（予定）等、地域資源を生かした魅力づくりを通じ、地元自治体や観光部局とともに観光利用者の増加に取り組む。</p> <p>○各交通事業者に、経営効率化やサービス向上に向けた取り組みを求める。</p> <p>○次期高速船の安定的な就航の確保や利便性向上のため、隠岐広域連合による指定管理者制度の適切な運用に向けて取り組む。</p> <p>○バス路線運行維持の支援について、国・県・市町村の役割分担を踏まえ、支援制度の見直しを行う。</p> <p>○一畑電車支援計画が着実に実施されるよう、沿線2市と連携し取り組みを進める。</p> <p>○レインボージェット対応施設については、平成26年3月までに完成する見込み。</p> <p>○別府港については、西ノ島町の内航船ターミナルビルと併せて平成25年夏までにギャングウェイを新設し、動線改良を行う。</p> <p>○来居港では内航フェリー就航率向上のため、平成24年度から岸壁改良の設計に着手しており、平成27年度の完成を目指す。</p>
<p>○県民がより利便性・必要性を感じることでできる公共的サービスの電子的提供に向け、各分野で以下のような取り組みを進める。 （医療分野）…医療機関連携を強化し、効果的・効率的な医療の提供に資するため、全県医療ネットワークの整備を進める。 （福祉・生活分野）…高齢者の見守り支援や買い物支援の導入を検討する市町村を支援する。 （教育分野）…各学校に共通の校務システムの導入を検討する市町村の支援など校務の情報化を推進するとともに、授業におけるICTの活用を図る。 （産業分野）…特に中小企業に対するICT利活用のコンサルタント機能を充実させる。 （行政手続・行政情報分野）…手続の簡素化や本人確認方法の見直し等により行政手続の電子化を推進する。 …携帯電話、テレビのデジタル放送、ソーシャルメディアの利用等により行政情報の電子的提供の拡大を図る。 …電子調達システムの第2期システムの開発において、より入札事務の効率化につながるものとする。 …GISの県民へのPRを継続し、利用を促す。</p> <p>○公民館等の県民に身近な場所で、県民のICT利活用能力の向上を図るほか、情報セキュリティや情報モラルの普及に努める。</p>

基本目標	政策	施策名	目的
	II 安心して暮らせるしまね 5 生活基盤の維持・確保	施策II-5-4 都市・農山漁村空間の保全・整備	○適切な土地利用や計画的な市街地の整備を行うとともに、美しい自然や伝統文化など豊かな地域資源を活かした特色ある農山漁村空間づくりを進めます。
		施策II-5-5 居住環境づくり	○下水道等の污水处理施設の整備や良質な住宅の整備促進、環境の緑化など居住環境を整備し、県民が快適な生活を送れるようにします。

評価時点（平成25年8月）での総合的な評価						
総合的な評価 ※)	判断理由	成果参考指標				
		指標名等	単位	24年度	24年度	27年度
				目標値	実績値	目標値
B	<p>○長期未着手都市計画道路の見直し検討については、住民や国等関係機関との調整に時間を要したため、3区域がH24年度内に完了しなかった。</p> <p>○電線類を地中化することで、歩行空間の安全性・快適性の向上及び都市景観の向上が図られ、快適な都市空間の創出に貢献している。</p> <p>○中山間地域総合整備事業を実施するのに必要な国の農業農村整備予算は、平成22年度以降削減されていたが、国の平成24年度予備費等により回復したことから、計画している防火水槽と集落道路の整備は順調に進んでいる。</p> <p>○鳥獣被害対策を実施した農地への被害は、侵入防止柵等の維持管理や農地を餌場としない取り組み、追い払い活動等を適切に実施することで被害を軽減している。</p>	長期未着手都市計画道路の見直し区域（累計）	区域	11	8	18
		電線類地中化等整備率	%	86	86	91
		鳥獣対策集落協議会設置数（累計）	組織	20	20	30
B	<p>○高齢者の居住する住宅のバリアフリー化は順調に進展している。</p> <p>○污水处理施設整備については、西部地区の普及が特に遅れており、市町や関係課と連携し、集合処理から個別処理へ整備手法の変更を行うなど、各地区の実情や特性に合った効率的な取り組みを進める必要がある。</p> <p>○県営水道用水供給事業は、各市の求めに応じ用水を確実に供給している。</p>	污水处理人口普及率（全県）	%	74	74	77
		東部地区	%	88	88	89
		西部地区	%	43	43	46
		隠岐地区	%	58	62	64
		高齢者の居住するバリアフリー化された住宅の戸数（累計）	戸	14,600	14,800	17,000

今後の施策全体の進め方と取り組みの方向性
<p>○長期未着手都市計画道路の見直しに当たっては、関係機関会議を密に開催するなど関係者との連携をより強め検討を進める。</p> <p>○地籍調査は、国に対して、国庫予算の確保と補助対象の拡大を要望する。</p> <p>○電線共同溝については、計画の早い段階から関係機関および地元との調整を行い、円滑な事業実施を図る。この際、地域の実情に応じ地中化方式以外の手法も活用し、地域住民の合意が得やすい方法で整備を推進する。</p> <p>○適切な土地利用や計画的な市街地の整備を推進するため、研修等により県職員の資質向上を図るとともに、基礎自治体である市町村や関係機関との連携を密にする。</p> <p>○農村地域の定住条件の整備事業については、平成26年度以降の整備に必要な予算の確保と共に、整備コストの縮減に努める。</p> <p>○鳥獣対策は、環境整備、被害防除、有害鳥獣捕獲を効果的に組み合わせることが重要であることから、地域の被害状況や体制に応じた適切な対策を市町村等へ指導する。</p>
<p>○污水处理施設の普及促進については、H23年2月に策定した生活排水処理ビジョン（第4次構想）に基づいた整備が進むよう、事業主体である市町村を支援し、地域の実情や特性に合った効率的な整備を促進するとともに、施設整備に不可欠な国予算の確保について、様々なチャンネルを通して国に対し要請していく。</p> <p>○污水处理施設への接続率の向上には、啓発活動が重要であり、従来から実施している出前講座、下水道展の拡充を図る。さらに、市町村が集まる各種会合の中で積極的に情報提供を行う。</p> <p>○県営住宅のバリアフリー化を進めるとともに、国の制度なども活用した民間賃貸住宅のバリアフリー化も積極的に促進していく。</p> <p>○県営水道用水供給事業は、受益者負担（水道料金）に配慮しながら、施設の老朽・耐震化対策を計画的に実施する。ライフサイクルコストを抑えるよう予防保全に努める。</p> <p>○ひとにやさしいまちづくり条例に基づく公共施設の高齢者・身障者対応に関する適合証については、事業主に対し積極的に取得するよう啓発を行っていく。</p> <p>○身体障がい者等用駐車場の確保を図る思いやり駐車場制度については、参加各県との連携を強化し、一層の普及を図る。</p>

基本目標	政策	施策名	目的	評価時点（平成25年8月）での総合的な評価					今後の施策全体の進め方と取り組みの方向性		
				総合的な評価 ※)	判断理由	成果参考指標					
						指標名等	単位	24年度 目標値		24年度 実績値	27年度 目標値
Ⅱ 安心して暮らせるしまね	5 生活基盤の維持・確保	施策Ⅱ-5-6 地域コミュニティの維持・再生	○行政や地域住民に加えて、NPOや関係団体等の地域内外からの多様な主体の参画により、地域コミュニティの維持・再生に努めます。	B	○コミュニティ再生重点プロジェクト事業、コミュニティ再生支援事業や中山間地域対策プロジェクトチームの取り組みにより、各市町村で地域運営の仕組みや組織づくりの取り組みが進んでおり、地域コミュニティの再生に取り組む住民自治組織づくりは概ね順調に進んでいる。一方で、目標値の達成はできなかったため、さらに部局間の連携を高める必要がある。	地域コミュニティの再生に取り組む住民自治組織数（累計）	組織	150	149	210	○中山間地域の厳しい状況を踏まえ、中山間地域対策を強力に推進していくため、中山間地域対策プロジェクトチームの活動を通じ、一層の部局の連携を図る。 ○「しまねの郷づくりカルテ」の県内市町村への浸透と、市町村や地区住民の主体的な地域づくりの取組を促すための使いやすいシステムを構築する。 ○過疎（中山間）地域自立促進事業を活用しながら、各地区の仕組みづくりや課題解決に向けた取り組みをサポートする。 ○担い手不在集落をカバーするサポート経営体の育成を進めるとともに、サポート経営体の負担軽減のための支援制度を着実に実施していく。
				B	○県内各地域で、担い手不在集落をカバーするサポート経営体の育成、Uターンのための雇用部門づくり、組織間連携に向けた活動など集落の維持・活性化に貢献する集落営農組織の育成が進んでいる。一方で、目標値の達成はできなかったため、組織の育成、支援を更に進める必要がある。	地域貢献型集落営農組織数（累計）	組織	210	209	288	
Ⅲ 心豊かなしまね	1 教育の充実	施策Ⅲ-1-1 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実	○基本的な生活習慣や社会性を身に付けた、感性豊かなたくましい子どもに成長するよう、学校・家庭・地域が連携協力し、一体となった取組を進めます。	B	○基本的な生活習慣や社会性が身につくよう「ふるまい向上」の取組を、学校、公民館、子育て関係機関等と連携を図りながら行っており、地域全体に広がりつつあるが、一般県民への認知度は十分ではない。教育庁内各課や他部局と連携を強化して取り組む必要がある。	ふるさと教育を35時間以上実施している小中学校の割合（年間）	%	100	100	100	○基本的な生活習慣や社会性が身につくよう、引き続きふるまいの向上に取り組んでいく。「しまねのふるまい推進連絡協議会」を中心に他部局と連携を深め、工夫しながら関心を高める取組を進める。 ○小中学校9年間を見通した系統性、発展性のあるふるさと教育を推進するとともに、支援体制の充実を図る。 ○基本的な生活習慣の一つとして、健康づくりに視点をいたした「和食」の推進を関係部署と連携して取り組むとともに、保護者向けの広報誌やホームページ・マスメディアの効果的な活用を工夫しながら広報啓発を行う。
				B	○子どもがふるさとの将来に自分が果たすべき役割について学ぶ「地域課題（地域医療）」に即した取組を新たに加えて、「ふるさと教育」の取組を拡充した。また、地域力醸成モデル公民館の取組を他部局の抱える地域課題も取り込んだことにより、課題解決に向けた取組が展開されている。 ○朝食の摂取状況や家庭、地域と連携した食に関する活動の取組状況は、概ね良好ではあるが、保護者の意識に温度差があることから、保護者への啓発の仕方を工夫していくことが必要である。	朝食を毎日とる児童の割合（年間）	%	小学生 98	97.7	小学生 100	

基本目標	政策	施策名	目的
	1 教育の充実	施策Ⅲ-1-2 発達段階に応じた教育の振興	○幼保小中高が連携を図りながら、発達段階に応じたきめ細かな教育を推進することにより、児童生徒が、心身の健康と確かな学力を身につけ、社会の一員として自立して生きていけるよう育みます。

評価時点（平成25年8月）での総合的な評価						
総合的な評価 ※)	判断理由	成果参考指標				
		指標名等	単位	24年度	24年度	27年度
				目標値	実績値	目標値
B	○全国学力・学習状況調査の結果から、国語、算数・数学が好きな児童生徒の割合が、目標値に対して達成率がすべて90%を上回っている。しかし、全国調査の結果をみると、小学校では正答率が全国的に下位にあるため、基礎的・基本的な知識・技能も含め、学力向上の一層の取組みが必要である。小・中学生の家庭学習の時間は改善傾向にあるが、平日に1日1時間以上勉強する中学3年生の割合が全国平均を大きく下回るなど、家庭学習の習慣付けが必要である。学校、家庭が連携を図ることで、家での読書時間の確保を図る必要がある	中学校3年生で数学の勉強は好きだとする生徒の割合	%	60.0	57.3	60.0
	○不登校児童生徒については、児童生徒や保護者へのきめ細かな相談支援体制を構築し、学校ぐるみの組織的な対応を行うことにより、引き続き不登校の未然防止や早期対応に努める必要がある。	平日に家や図書館で全く読書をしない児童生徒の割合（年間）（小学生）	%	15以下	18.4	10以下
	○指導主事による全小中学校の訪問、モデル指定校の研究実践など、「子どもの体力向上支援事業」を通して、体力向上の取組や「しまねっ子！元気アップレポート」の活用など、学校において積極的な取組が行われ始めており、今後も継続的な体力づくりを推進していく必要がある。	平日に家や図書館で全く読書をしない児童生徒の割合（年間）（中学生）	%	27以下	32.7	20以下
	○特別な支援が必要な生徒数の増加、障がいの重度・重複化、多様化が見られるため、特別支援教育への理解・啓発と医療的ケアに関わる研修の実施、センター的機能の充実などが必要である。	子どもの体力値		96.5	95.9	97.5
	○学校施設の耐震化、老朽施設等の改修等により、児童生徒に対する安全安心な教育環境づくりは概ね順調に進んでいる。一方、経年等により多くの施設において、改築や改修の必要性が高まっている。	不登校児童生徒の割合（年間）	%	1.25以下	1.33	1.1以下
○私立学校に対するさまざまな助成を行うことにより、保護者の学費負担の軽減、教育環境・教育水準の維持向上、学校運営の安定化、学校の魅力・特色づくりを進めることができた。						

今後の施策全体の進め方と取り組みの方向性
<p>○子どもたちが自主的・計画的に家庭学習に取り組む習慣をつけていくために、主体的に学習に取り組む意欲や態度を培う授業づくりを進め、授業と家庭学習が効果的に連携していくように学校や家庭に働きかける。授業のねらいを達成するための言語活動を充実し、学校全体として組織的に授業改善を図っていく。読書活動の一層の充実を図るとともに、学校図書館を活用した教育の推進を図る。引き続き学力調査による実態把握と事業成果の検証を行っていく。</p> <p>○児童生徒一人一人の状況を丁寧に把握し、当該児童生徒が集団のなかで居場所を作れるよう学校全体で情報共有し、適切な対応を行う。そのための教職員に対する研修の充実も図る。</p> <p>○子どもが幼児期から様々な遊びや運動に積極的に親しみ、体を動かす習慣を身につけるため、幼児期を取り巻く保護者、幼稚園教員、保育士、地域の方々を対象とした啓発活動や実技講習会を実施する。</p> <p>○県全体でキャリア教育を推進していくためには特に普通科高校でのインターンシップや企業見学など知識活用型の学習や問題解決型の学習を強化し、学校での学習と社会や生活とのつながりを意識した取り組みを展開していく。</p> <p>○特別支援教育の理解を拡げていくため、現在行われている各活動について継続して取り組む。医療的ケアの研修では、引き続き担当者の知識・技術の向上を図り、安全かつ適切な運用につなげる。就労に向けての対策として、職場開拓の方法や関係機関の連携等を拡充していく。</p> <p>○児童生徒の安全安心の確保、教育環境の充実のため、計画的な施設の整備に努める。教育施設の耐震化については、全ての施設の耐震対策が平成27年度末までに完了するように耐震改修工事を行うとともに、非構造部材の耐震化を進めていく。</p> <p>○私立学校の経営安定化や魅力向上を図るため、経常費助成や魅力特色補助金交付などの支援を行う。全ての私立学校・高等学校からカリキュラムを提出させ、学習指導要領のチェックを行い、一定水準以上の教育内容が維持されているか検証する。</p>

基本目標	政策	施策名	目的
Ⅲ 心豊かなしまね	1 教育の充実	施策Ⅲ-1-3 青少年の健全な育成の推進	○青少年が、社会の一員として必要な社会規範や自立性、豊かな人間性・社会性を身に付け、心身ともに健やかに成長するよう、学校・家庭・地域・関係団体と連携して環境整備を進めます。
		施策Ⅲ-1-4 高等教育の充実	○自主的・自律的な運営による魅力ある学校づくりを進めながら、地域社会に貢献する優れた人材を育成するよう、地域に密着した研究活動や教育活動の充実を図ります。
	2 多彩な県民活動の推進	施策Ⅲ-2-1 生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進	○県民一人ひとりが自主的・主体的に生涯を通じた学習に取り組むとともに、その学習の成果が社会生活に生かされる生涯学習社会を目指します。 ○多くの県民が、地域課題の解決に向けた様々な社会貢献活動に、積極的に参加しやすい環境づくりを目指します。

評価時点（平成25年8月）での総合的な評価						
総合的な評価 ※)	判断理由	成果参考指標				
		指標名等	単位	24年度	24年度	27年度
				目標値	実績値	目標値
B	○各地域における青少年の健全育成に関する広報活動が活発に行われたり、関係者への研修会や青少年を取り巻く大人のネットワーク整備が進められ、青少年が健全に成長できる環境が整いつつある。 ○平成24年は、非行少年の数は減少したものの、家庭や学校生活など複雑な問題を抱える少年への指導や支援が十分に行き届かなかつたため、刑法犯少年の再非行率の目標値は達成できなかったが、非行少年への指導、助言、就労等の支援や社会参加活動への参加促進などの立ち直り支援対策を従来より強化しているところであり、平成25年6月末の再非行率は、23.8%（目標値26.1%）と減少している。今後とも引き続き非行防止に向けた取組が必要である。	青少年健全育成活動年間参加者数	人	42,000	42,751	45,000
		刑法犯少年の再非行率（暦年）	%	26.3以下	34.9	25.5以下
A	○中期目標に基づき、人材育成や地域連携の強化により魅力ある学校づくりを進めるため、ボランティア活動に対しポイントを付与するボランティアマイレージ制度導入による学生ボランティアの推進、公開講座の充実、浜田市、江津市、益田市との共同研究などが図られた。	県立大学・短期大学の入学定員充足率（浜田キャンパス）	%	100以上	107.3	100以上
		県立大学・短期大学の入学定員充足率（松江キャンパス）	%	100以上	104.3	100以上
		県立大学・短期大学の入学定員充足率（出雲キャンパス）	%	100以上	106.3	100以上
		県立大学・短期大学の公開講座年間受講者数	人	5,000以上	5,984	5,000以上
A	○社会教育研修センターが実施する研修により、市町村等各地域や関係団体において、学習支援事業を企画・実施・運営できる社会教育実践者の養成が進んでいる。 ○過去からの地道なボランティア活動の啓発により、H23社会基本調査におけるボランティア行動率は全国2位となった。また、事前の法改正に向けた周知活動の結果、認定・仮認定NPO法人数の人口比は5月末時点で全国1位となり、認定・仮認定法人制度の活用など迅速に法改正に対応している。	社会教育実践者の養成（延べ研修参加者）人数	人	1,400	1,429	1,500
		NPO法人の認証数	法人	255	260	285
		ボランティア活動に参加している人の割合	%	25.5	28.3	30

今後の施策全体の進め方と取り組みの方向性
○青少年育成島根県民会議の事業を通じて、次代を担う青少年を健全に育成していくことの重要性について広報啓発を進めるとともに、大人が率先して青少年健全育成に関与していく機会を積極的に提供していく中で、県民会議の財政基盤強化活動（会員の拡充）に努める。 ○県民への広報啓発により子ども・若者支援への理解を深めるとともに、市町村の状況に応じた体制整備を提案し、地域の温度差を解消していく。 ○少年の規範意識の醸成や社会性を養成するため、県内全小・中・高校で非行防止教室を開催するとともに、警察職員や警察ボランティアが関与する社会参加活動への参加を促したり、就学・就労などの立ち直り支援や、子ども支援センター等関係機関・団体と連携した少年の自立支援活動を更に推進する。
○島根県公立大学法人評価委員会による客観的な評価を行い、施策目的である魅力ある大学づくり、地域社会に貢献する人材育成に必要とされる支援を行う。 ○大学全入時代において、競争力を高めるために教育内容の充実、就職支援の強化を進めて行く。 ○大学の自主的自律的な運営により、社会に役立つ人材の育成や魅力向上につながる就職支援、島根の地域振興に結びつく市町村等との連携など地域に根ざし、地域に貢献する大学として一層の魅力ある大学づくりをめざす。
○社会教育指導者・関係者等の社会教育実践者の資質向上に重点をおきながら、研修体系の見直しに取り組む。 ○社会教育施設の冬季利用を図るため新規プログラムの開発を検討する。 ○市町村立図書館や学校図書館への支援、レファレンス、古文書の解説や資料保存対策など、高度化・細分化する業務に対応するため、司書職員の更なる資質向上に取り組む。 ○団体の自律性を高めるため、しまね県民活動支援センターの機能を十分発揮し、各種研修会の実施や各団体への働きかけ、相談事業等を実施する。 ○関係機関と連携し、「島根いきいき広場」改修等により、使いやすい内容の充実したサイトとなるよう取り組む。 ○法人の総務事務へのボランティア参加など、当事者意識がなくても法人の活動に参加できるような取り組みを進める。

基本目標	政策	施策名	目的	評価時点（平成25年8月）での総合的な評価					今後の施策全体の進め方と取り組みの方向性										
				総合的な評価 ※)	判断理由	成果参考指標													
						指標名等	単位	24年度 目標値		24年度 実績値	27年度 目標値								
Ⅲ 心豊かなしまね	2 多彩な県民活動の推進	施策Ⅲ-2-2 スポーツの振興	<p>○県民一人ひとりの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて多様なスポーツ活動が実践できる環境づくりを目指します。</p> <p>○国際大会や国民体育大会などの全国大会において、優秀な成績を収められる選手の育成を目指します。</p>	B	<p>○H24年度の県スポーツ・レクリエーション祭には、近年の最高値である6,500人の参加者があり、県民のスポーツへの参画を後押ししている。</p> <p>○国体において、少年の部は、H15からの9年間の競技得点の平均が149.3点と高得点を維持し、安定した競技力を持つ競技もあり、上位入賞するなどの結果が出ている。</p> <p>○少子化・過疎化に伴い、競技人口が減少しており、また、指導者も高齢化するなど競技力の向上を目指す上での課題も多い。</p>	<p>スポーツに取り組んでいる人の割合</p> <p>国民体育大会年間入賞種目数</p> <p>全国中学校体育大会・全国高等学校総合体育大会等の年間入賞種目数</p>	%	種目	種目	36	36.7	40	16	10	16	47	51	47	<p>○競技団体が自ら計画し、保護者や地域の方々の競技への理解・応援を通して、競技の中・長期的な普及につなげる取組を行う。</p> <p>○H28全国高校総体を契機とした運動部活動の活性化を図る。</p> <p>○県外遠征や県外強豪校との招請合宿による選手強化を行う。</p> <p>○国民体育大会へ支援コーチ、トレーナーの派遣やサポートスタッフによる継続的な指導を実施する。</p> <p>○大会誘致など地域に根ざした競技の定着を推進するなど、競技団体・関係団体・地域が一体となり取り組む。</p> <p>○指導者の確保のため、適正配置や外部指導者の派遣、先進校等への派遣など、競技力を全国レベルに高める指導者の育成を図る。</p>
		施策Ⅲ-2-3 文化芸術の振興	<p>○広く県民が文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができる環境づくりを目指します。</p>	B	<p>○県民文化祭の参加者数については、目標に対して概ね順調であるが、県民の文化活動に対する意欲や関心の向上策や参加者を安定的に確保する取り組みが必要である。</p> <p>○県立文化施設の入館者等については、3館合計では目標値を達成することができたが、県予算が縮減される中、これまでと同じような事業展開（企画展や芸術鑑賞事業など）を行っていくことが困難となりつつあるため、見直しを図っていく必要がある。</p> <p>○関係団体が実施する様々な取組の支援により、学校文化部活動は活性化し、地域や文化団体等との連携や文化活動の認知度上昇、特色ある学校作りに向けた文化活動の取組があった。一方、少子化による生徒数の減少や指導者の確保難による部活動の整理統合により、学校文化部活動を取り巻く環境が厳しくなると思われることから、生徒の文化活動への参加の機運を醸成する取り組み及び外部指導者を活用する取り組みを行う必要がある。</p>	<p>県民文化祭の年間参加者数</p>	人	50,000	45,701	50,000	<p>○県民文化祭については、さらに幅広い県民が参加できる開かれた文化祭にするとともに、中・高・大学生等、広く若者も取り込んだ文化祭とすることにより、担い手の育成に努め、文化活動の裾野の拡大を図る。また、共催事業については、参加をさらに働きかけるなど、戦略的なPR方法を検討していく。</p> <p>○県立美術館、石見美術館については、限られた予算の中で如何にして質の高い美術を鑑賞する機会を提供していくかを引き続き検討し、並行して今後の美術館のあり方（企画展、地域連携など）を検討していく。</p> <p>○県民会館、いわみ芸術劇場については、指定管理者であるしまね文化振興財団と連携して、それぞれの施設運営にとどまらない文化事業の充実と質の高い芸術文化を鑑賞する機会の提供、文化団体の育成支援の充実に努める。</p> <p>○文化部参加生徒数及び指導者を確保し、地域や文化団体等との連携を一層深めるため、活動水準の維持・向上、さらには次代の文化活動の担い手を育成していく。</p> <p>○児童・生徒が多様な芸術文化に触れる機会や活動成果の発表の場を提供するとともに、社会人指導者の活用による技術力・表現力の向上を図る。</p>								

基本目標	政策	施策名	目的	評価時点（平成25年8月）での総合的な評価					今後の施策全体の進め方と取り組みの方向性		
				総合的な評価 ※)	判断理由	成果参考指標					
						指標名等	単位	24年度 目標値		24年度 実績値	27年度 目標値
Ⅲ 心豊かなしまね	3 人権の尊重と相互理解の推進	施策Ⅲ-3-1 人権施策の推進	○県民一人ひとりが人権の意義や重要性を認識し、人権が尊重され、差別や偏見のない住みよい社会の実現を目指します。	B	○人権啓発フェスティバルなどのイベントの開催や人権啓発センターでの研修や啓発資料貸出により、人権意識への関心や理解を高めることができたが、インターネットによる人権侵害など新たな人権課題も発生しており、人権施策の推進が引き続き必要である。 ○生徒の人権・同和問題の理解を深めるため実践的な研究を行う研究指定校では、国や県の方針を踏まえ、家庭や地域を巻き込んで研究実践が進められており、この取組が県内各学校に周知されている。	「人権啓発フェスティバル」・「人権・同和問題を考える県民のつどい」の参加者のうち、人権課題への関心や意識を高める上で役立ったと思う人の割合	%	97	96.7	97	○「島根県人権施策推進基本方針」に基づき、人権施策を推進することとし、特に次の事項に留意して取り組みを進める。 ・市町村、運動団体、NPO等関係機関と連携して、人権教育や人権啓発などに取り組んでいく。 ・各地域における人権教育、啓発活動が円滑に進むよう、地域における啓発指導者を養成していく。 ○人権啓発センターの新たな利用者を増やすために社員研修での活用や人権啓発資料の貸出など、同センターの積極的利用を呼び掛ける。 ○個別の人権課題についても、その特性を踏まえ、差別と偏見をなくするための取組を継続する。
		施策Ⅲ-3-2 男女共同参画の推進	○男女共同参画意識の普及啓発等を行うことにより、男女共同参画についての理解を深め、県民一人ひとりが、性別に関わりなく、個性と能力を発揮でき、共に支えあう地域社会の実現を目指します。	B	○「固定的な性別役割分担意識にとられない人の割合」は年々増加している一方で、若年層の意識がやや低い傾向にあり、地域においては自治会会長等の9割以上は男性であるなど、女性の参画はなかなか進んでおらず、引き続き、広報・啓発に取り組む必要がある。 ○県の審議会等の中には女性委員が4割に満たないものもあり、更に女性参画率の向上に取り組む必要がある。 ○全市町村に女性相談窓口が設置され、17市町村（H23より2増加）では市町村DV対策基本計画が策定され、女性相談の充実につながった。さらに「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に警察や市町村など105機関が、県内12箇所で開催した街頭啓発活動などにより、女性相談窓口の周知や意識啓発が図られた。	固定的性別役割分担意識にとられない人の割合	%	69	71.6	75.0	○第2次島根県男女共同参画計画に基づき、引き続き、総合的に施策を展開し、男女共同参画を推進していく。 今後の取組の方向性は次のとおり。 ・県民一人ひとりの男女共同参画に対する理解を深めるため、継続した広報・啓発に取り組む。 ・特に、男性の自立支援、県内の大学生等を対象にした啓発普及のための講座の実施、企業等に対するワーク・ライフ・バランスの理解促進などに取り組む。 ・地域における自主的な啓発活動を促進するため、市町村と男女共同参画サポーターとの連携した取り組みなどに対して支援を行う。 ・政策・方針決定過程への男女とも参画を進めていくため、女性人材リストへの登録・情報提供など、審議会等への女性の参画を促進する。 ・DV対策について、市町村における相談・支援体制の充実と関係機関の連携強化を進めるとともに、県民の理解促進に向けた啓発活動に引き続き取り組む。 ・DV防止のためには、若年層への予防啓発が重要であるため、教育委員会、学校等と連携し、中学生・高校生等に対する「デートDV」予防教育を充実させる。
		施策Ⅲ-3-3 国際化と多文化共生の推進	○国籍などの異なる人々が互いの文化や価値観の違いを理解しあい、共に地域社会の一員として安心して暮らすことのできる、多文化が共生する地域づくりを目指します。 ○国際社会での相互理解を深め、国際的な感覚を養い、コミュニケーション能力を高めるなど、国際社会の中で活動できる人材の育成を目指します。	B	○東日本大震災以降、しまね国際センターとの協力による外国人向け防災冊子やリーフレットの作成、大学や市町村とも連携した防災訓練への参加等の積極的な取り組みを行い県・市町村施策へ反映したことにより、県民の理解が一層進み、登録者数が平成27年度の目標値を達成した。このことにより、より充実した外国人に対する理解促進や在住外国人の支援等を継続して実施することができ、国際化並びに多文化共生を進展させることが可能と考える。 ただし、県及びしまね国際センターを中心とした施策実施であり、登録者が増えつつあるとはいえ県民全体からすると一部の取組にとどまっているため、一人でも多くの県民の意識醸成を図り、理解者・協力者を増やしていくことが、今後の課題である。	国際交流ボランティア登録者数	人	505	542	520	○文化理解講座や交流事業を着実に続けるとともに、県・国際センターのホームページやメールマガジン、フェイスブックなど情報発信ツールや、取り組み内容について、メディアに取り上げてもらうなど、幅広く情報発信を行うことで、事業への参画呼びかけや異文化理解の必要性を広く伝えるよう努める。 また、市町村はもとより外国人の在籍する企業や大学の関係者に対しても理解活動を進め、協力者となってもらうよう働きかける。

基本目標	政策	施策名	目的
		施策Ⅲ-4-1 多様な自然の保全	<p>○県民が将来にわたって豊かな自然の恵みを享受できるよう、生物多様性が確保された多様な自然の保全に取り組めます。</p>
		施策Ⅲ-4-2 自然とのふれあいの推進	<p>○自然公園・森林公園や自然学習施設を自然の観察や環境学習の場として活用し、県民の身近な自然とのふれあいを推進します。</p>

評価時点（平成25年8月）での総合的な評価						
総合的な評価 ※)	判断理由	成果参考指標				
		指標名等	単位	24年度	24年度	27年度
				目標値	実績値	目標値
B	<p>○希少種情報の収集、希少種条例に基づく指定希少野生動植物に対する保護活動、県民参加の自然保護活動を通じて、自然の多様性の低下を最低限の進行にとどめることができた。</p> <p>○「水と緑の森づくり税」による荒廃森林の再生は順調に実施され、「しまね森林活動サポートセンター」への指導者登録数、派遣実績も順調に伸びているものの、森づくり活動に積極的に参加してもらうため県民の理解を今後一層高める取り組みが今後必要である。</p>	希少種条例に基づく「保護巡視員」の認定者数（累計）	人	10	12	25
	<p>○イベント開催等を通して県民の農業・農村への関心や農地の保全活動に対する意識向上に取り組み、24年度の啓発イベント等には、23年度実績（8,500人）を上回る推計12,200人の参加があった。</p>	県民協働の森づくり活動年間参加者数	人	69,700	59,349	72,000
B	<p>○自然公園、自然歩道では、施設修繕による安全確保や、新たなコースパンフレット作成や標識を整備して、県民の身近な自然観察の場を提供しているが、安全かつ快適な利用のため、施設の水準を維持・向上していく必要がある。また、広報の強化により、幅広い利用者を開拓していく必要がある。</p>	自然公園等の年間利用者数	万人	840	849	840
	<p>○自然学習施設の利用者はほぼ目標に達したが、企画展や展示物の充実など来館者の満足度向上のため更なる取り組み、および施設・設備の老朽化対策が必要である。</p>	自然学習施設の年間入場者数	千人	660	659	660

今後の施策全体の進め方と取り組みの方向性
<p>○今後も、希少種動植物の保護、自然保護再生活動等により多様な自然の保全を図っていくこととし、特に次の点に留意して取り組みを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しまねレッドデータブックの改訂 ・指定希少野生動植物の指定及び保全活動の実施 ・県民参加の自然保護の推進 ・外来種対策の実施 <p>○森林再生の継続的な事業実施のための仕組みを提供するとともに、県民への広報、意識啓発について引き続き取り組む。また、県民自らが行う森林保全活動をサポートセンターが支援する取り組みを推進する。</p> <p>○次世代を担う若年層に対し、「みーもスクール」をはじめとした森林教育などの体験をおとして森林・林業への興味・関心を高め、森づくり活動への参加を促進する。</p> <p>○松枯れ跡地や荒廃竹林などの再生に向けて、きめ細かい事業メニューを提供する。</p> <p>○「しまねの農村景観フォトコンテスト巡回作品展」等の啓発イベントを継続していく。また、棚田地域等で都市農村交流等による新たな取り組みの掘り起こしを進める。</p> <p>○宍道湖・中海の環境保全、賢明利用にかかる活動の情報発信や住民参加の機会づくりを進め、関係者の一層の連携・協力を図る。</p> <p>○松くい虫被害について、出雲市等の関係機関と連携し感染源のマツ林の除去（樹種転換）を早期に行うように森林所有者に勧めるなど、一層の啓発に取り組む。</p>
<p>○自然公園、自然歩道については、施設老朽度や利用状況などの現況を把握のうえ予算確保し、計画的な維持修繕を図る。あわせて、市町村の協力やボランティアによる整備等によりコストの削減を図る。また、標識整備等により利便性向上を図り、自然歩道のPRやマスコミ等の協力により広報を強化することで利用者の増加につなげていく。</p> <p>○三瓶自然館・埋没林公園では、常設展示の更新検討や企画展の充実を行う。また、広報を充実させ、学校他の教育施設との連携を強化し、学校の見学機会を増やす等の取組を進める。</p> <p>○ゴビウスでは、隣接の宍道湖グリーンパークと連携した企画・広報・営業努力により安定的入館者を確保するとともに、中長期的な運営方針を策定し、施設の維持管理、展示リニューアルに向けた検討を進めていく。</p> <p>○アクアスでは、シロイルカ等によるパフォーマンスの魅力向上や、25年度実施する「冒険の海」等施設の改修による展示の魅力向上、また山陽方面を中心としたPR強化により集客対策を強化する。また、施設の長寿命化計画に沿った計画的な施設の修繕・改修による老朽化対策を実施する。</p> <p>○隠岐ジオパークについては、25年度に世界ジオパーク認定を達成するだけでなく、その趣旨を広くPRすることにより、隠岐地域における自然とのふれあいを推進する。</p> <p>○しまね花の郷では、近隣施設との連携による新企画の実施や、薬草園の充実、学校等への利用促進や情報発信の強化を図る。</p>

基本目標	政策	施策名	目的
	4 自然環境、文化・歴史の保全と活用	施策Ⅲ-4-3 景観の保全と創造	○自然景観や田園景観、都市景観など地域の優れた景観を守り育て、魅力ある景観づくりを目指します。
Ⅲ 心豊かなしまね	4 自然環境、文化・歴史の保全と活用	施策Ⅲ-4-4 文化財の保存・継承と活用	○県民が、全国に誇る島根固有の歴史・文化に理解を深め、次の世代へ保存・継承するとともに、魅力ある地域づくりのために、積極的な活用を目指します。

評価時点（平成25年8月）での総合的な評価						
総合的な評価 ※)	判断理由	成果参考指標				
		指標名等	単位	24年度	24年度	27年度
				目標値	実績値	目標値
B	○成果参考指標に掲げる項目については、目標をほぼ達成しており、今後も引き続き市町村支援を行うことで、景観計画の策定及び景観重点地区の増加が見込まれる。 ○県の景観施策として、大規模行為の届出に係る指導・助言、しまね景観賞をはじめとする普及啓発事業を継続的に行っており、良好な景観形成に寄与した。 ○築地松景観保全対策のため、実態調査の結果を踏まえ、築地松景観保全対策推進協議会を通じた松枯れ対策等の支援をさらに実施する必要がある。	景観計画策定市町村数（累計）	市町村	5	5	8
		景観重点地区数（累計）	地区	24	23	30
B	○県民が島根の歴史・文化に理解を深めることができるよう、古代体験学習や文化財講座など、小中学生対象、成人対象の事業を実施している。 ○島根の原始、古代から近・現代に至る幅広い歴史文化について計画的に調査研究を進め、その成果を分かりやすく歴史博物館での企画展や講演会を行うことにより活用を図っている。 ○世界遺産である石見銀山においても、訪問者の満足度を高めるためのワークショップや、調査研究の成果を発表するシンポジウムのほか市・町単位での小規模な講演会なども開催している。 ○県民共有の財産・地域資源である歴史遺産の保存のための支援や、本県の歴史遺産の継承と活用に向け、より効果的な情報発信の手法の探求を行う必要がある。	島根県において、文化財の保存・継承と活用がなされ、地域の歴史・文化が豊かと思う人の割合	%	72.9	69.7	75

今後の施策全体の進め方と取り組みの方向性
○景観行政団体に移行していない市町村に対して、景観形成の意義や効用を理解してもらうための普及啓発や働きかけが必要であり、併せて十分な支援・指導ができるよう努める。 ○良好な景観形成は、事業者、県民及び自治体が一体となってその役割分担に応じた保全・創造活動をするものであり、引き続き事業者及び県民に対して普及啓発を行っていく。 ○築地松景観の保全のため、実態調査結果を踏まえ薬剤樹幹注入への支援などの必要な松枯れ対策を推進する。
○本県の歴史遺産の保存・継承と活用に向け、必要性・緊急性を踏まえ修理等について支援するとともに、指導助言を行っていく。 ○古代文化研究については、本県内の特色ある歴史・文化の基礎研究を継続するとともに、より県民の関心が高いテーマを選定し、県民にも調査研究に参画してもらうなどの調査手法の検討を行う。 ○古代出雲歴史博物館等では、よりわかりやすい展示・紹介に努め、情報発信や積極的な誘客活動を行う。併せて、神々の国しまねプロジェクト関連事業である企画展や県外展での成果を踏まえ、他館との連携も図り情報発信を着実かつ効果的に進める。 ○世界遺産石見銀山遺跡を適切に管理し未来に継承していくため、遺跡への来訪者や、セミナー参加者の関心の動向などを参考にしながら、遺跡を分かりやすく伝えていくための情報発信、整備と活用について、県と大田市で検討を進めていく。

基本目標	政策	施策名	目的
		施策Ⅲ-4-5 環境保全の推進	<p>○県民、事業者、NPO等の団体、行政が一体となって、地域における環境保全や地球温暖化対策に取り組むとともに、環境への負荷の少ない社会の実現を目指します。</p>
		施策Ⅲ-4-6 再生可能エネルギーの利活用の推進	<p>○県民、事業者、NPO等の団体、行政は、再生可能エネルギーに対する関心を深め、連携・協働して、その利活用に取り組めます。</p>

評価時点（平成25年8月）での総合的な評価						
総合的な評価※)	判断理由	成果参考指標				
		指標名等	単位	24年度	24年度	27年度
				目標値	実績値	目標値
B	<p>○環境問題に高い関心がある中で省エネや3Rの普及啓発等により環境にやさしい行動の広がりが見られる。</p> <p>○穴道湖・中海の水質は、流入する汚濁負荷量が減少する一方で、湖沼水質保全計画の目標値を達成していない状況である。加えて近年、アオコ、水草等が異常発生している。</p> <p>○廃棄物リサイクルの向上及び技術の発展により一般廃棄物の最終処分量が大幅に減少してきている。また、不法投棄防止対策が奏功し、大規模な産業廃棄物の不法投棄は発生していない。</p> <p>○エコファーマーの新規認定者数が目標通りに増加し、エコロジー農産物推奨面積や環境を守る農業宣言件数も順調に伸びていることから、農業分野での環境負荷軽減への取組は確実に広がっていると考えられる。</p>	県内総生産（100万円）あたりの年間エネルギー使用量	GJ	21.04以下	20.80	20.19以下
	公共用水域におけるBOD（COD）環境基準達成率	%	85	70.6	85	
	一般廃棄物の年間排出量	千t	236以下	248	229以下	
	環境学習に取り組んでいる学校の割合	%	77	75	86	
	エコファーマー認定数（累計）	人	1,900	1,934	2,400	
	太陽光による年間発電量	千kWh	22,594	46,211	28,756	
B	<p>○東日本大震災以降の再生可能エネルギーに対する関心の高まりを背景として、太陽光発電に対する県補助制度の創設や固定価格買取制度の開始により、太陽光発電を中心に行政、民間の事業者などの取組みが活発化している。</p> <p>○バイオマス発電はH24年度に新規稼働した施設は無いが、H27年度発電開始に向けて県内2箇所です業が進んでいる。また、製材所の木材乾燥用ボイラーや温泉施設での給湯用ボイラーの導入など熱利用は進みつつある。</p> <p>○県企業局の風力発電については、海外製部品調達の短縮化や故障対応業者の複数化による復旧体制の充実を図ってきたが、発電量の増加に向けた故障の未然防止が課題となっている。</p>	バイオマスによる年間発電量	千kWh	30,289	26,272	34,616

<p>今後の施策全体の進め方と取り組みの方向性</p> <p>○環境意識の高まりを踏まえ、地球温暖化対策の見える化やリサイクルの推進など、県民や事業者の具体的な行動を促すための事業を、市町村や関係機関との連携を図り強化する。また、県民、事業者、行政が一体となって環境への負荷の少ない循環型社会の実現を目指すことを、広く啓発していく。</p> <p>○湖沼の汚濁メカニズムの解明や海藻の循環利用などに取組み、より効果的な水質保全対策を進める。</p> <p>○数年後に満杯となる公共関与型最終処分場「クリーンパークいずも」の管理型処分場の増設は事業実現が不可欠であり、県として必要な支援に取り組んでいく。</p> <p>○県バイオマス活用推進計画（H24策定）の周知や支援施策、地域の取組事例等の情報提供を行うとともに、市町村が策定済のバイオマスタウン基本構想の見直しや、市町村における新たなバイオマス活用推進計画の策定を促進していく。</p> <p>○みんなで作る「しまね有機の郷」事業、「環境を守る農業宣言」推進業務及び環境保全型農業直接支援対策など他事業との連携により、エコファーマーの新規認定、更新を積極的に呼びかける。</p> <p>○エコロジー農産物の新たな産地づくり（例：米の新品種「つや姫」）や販売場所の設置をさらに進める。また、環境保全型農業を応援する消費者の拡大、エコロジー農産物や同加工食品のPRや農業者との交流会等を展開し、農業者と消費者の相互理解の醸成を図る。</p> <p>【発電分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県としては、国の予算の動向等を注視しながら、県と市町村が構成員である島根県再生可能エネルギー導入促進協議会等を通じて、導入推進のための効果的な施策の検討を行うことが必要。 ・また、県民各層の再生可能エネルギーに対する理解の増進を図るため、効果的な広報等を実施し施策の着実な推進を図ることも必要。 ・県企業局が行う水力発電については、設備故障による停止を減らすことや、効率的なダム運用による水の有効利用を進めることが必要。 また、風力発電については発電施設のメンテナンス会社の複数化などメンテナンス体制の見直しを検討することが必要。 <p>【熱利用分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内産燃料チップの安定供給が図られるよう、島根県素材流通協同組合員等に対して高性能林業機械の導入、現場技術者の増員やチップ加工施設の規模拡大を支援することが必要。 <p>【目標値について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24～27年度の各目標値は、「島根県地域新エネルギー導入促進計画」（計画期間：H21～25年度）に定められた目標値に基づいている。
--

基本目標	政策	施策名	目的
計画の推進に向けた県の基本姿勢		施策1 県民の総力を結集できる行政の推進	○対話を重視し、双方向の情報共有を進めながら、県民の声がよく県政に反映できる体制を整えるとともに、県民・企業・NPOなどとの幅広い協働を進めることにより、県民が主体的に地域づくりに参画する総力結集型の行政を推進します。
		施策2 市町村との更なる連携による行政の推進	○住民に最も身近な基礎自治体である市町村が、地域における充実した行政サービスを提供できるよう支援するとともに、分権時代にふさわしい県と市町村の役割分担のもとでの、連携・協力を進めます。

評価時点（平成25年8月）での総合的な評価						
総合的な評価 ※)	判断理由	成果参考指標				
		指標名等	単位	24年度	24年度	27年度
				目標値	実績値	目標値
B	<p>○直接・間接の広聴事業により、県民の意見を幅広く聴取した。</p> <p>○地域バランスに配慮した適時・適切な広報事業を実施している。</p> <p>○行政資料の閲覧・貸出は、電子媒体による利用が増加しており、電子化を進めることが必要。</p> <p>○過疎対策事業債のソフト事業分の活用などにより、市町村で住民主体の地域活性化対策の取組が進んでいる。</p> <p>○県と協働した年間団体数は目標値に達しているが、道路、河川等公共用財産を地域や団体が草刈りや清掃を行い、愛護する取組み（アダプトシステム）によるものが大半であり、事業提案型の協働事業を進めるなど事業の協働化に向けた検証が必要。</p> <p>○しまね社会貢献基金協働推進事業での支援や、NPO法人の活動基盤強化に向けての各種講座を実施することにより、NPO法人の体質強化や協働事業への取組を支援している。</p>	県の広報に対する満足度	%	58	49.6	60
A	<p>（市町村行財政） ・地方交付税を始めとする財政措置の充実の国への要望、交付税及び地方債制度の説明会の開催などの取組を通じて、近年は市町村の財政指標は改善の傾向を示している。</p> <p>（特定地域振興法関連） ・特定地域振興法の施策の活用により、市町村でのコミュニティ維持の取組が進み、地域運営コミュニティの再生に取り組む住民自治組織の数も概ね目標を達成し、順調に推移している。</p> <p>（石見地域振興） ・各市町において、地域資源を活用していく機運が高まっており、広域的な課題への対応のため連携の動きも出てきた。</p>	県と協働した年間団体数	団体	1,349	1,617	1,424
		対等なパートナーシップを基本として、市町村の行財政運営に支障が生じないよう国に働きかけるとともに、必要な支援・助言を行っていきます。				

今後の施策全体の進め方と取り組みの方向性
<p>○幅広く県民意見を聴取するため、引き続き各種広聴事業の周知を図るとともに、県政世論調査などの回答率向上に努める。</p> <p>○青年期の県民が利用するメディアへの、より積極的なアクセスの増加策を講じるとともに、県民に分かりやすく、情報を入手しやすいHP（島根県のトップページなど）となるよう改修を行っていく。離島があり東西に長い県土の特徴を踏まえ、地域的なバランスにも配慮しながら、適時・適切な情報提供に努める。また、パブリシティを積極的に活用することにより、県民にとって身近な情報や施策をわかりやすく、タイムリーに提供していく。</p> <p>○行政資料の電子化を進め、ホームページへの掲載を増やすことが必要。一方で、窓口での閲覧・貸出の要請も依然としてあることから、行政資料の充実に努め、各機関に資料提供の要請を引き続き行っていく。</p> <p>○しまね暮らし推進課、隠岐支庁県民局、西部県民センターが、他部局や市町村と横断的に連携し、観光振興、産業振興、コミュニティの活性化、都市との交流促進等、多岐にわたる地域課題について、地域住民等と協働し、地域の課題解決や活性化に資する取組を推進する。特に過疎地域においては、過疎債（ソフト事業分）枠の確保を図り、市町村の取組の財源的な支援を図る。</p> <p>○協働推進員への研修などを通じて、各所属において既存及び新規事業の協働化に向けた取組を喚起する。 ・「協働の手引き」を改訂し、職員への周知及び協働事業の推進に活用する。 ・協働事業実施状況調査を実施することにより「協働」への意識を高める。 ・しまね社会貢献基金登録団体をはじめとするNPO団体の情報提供を行い、協働の取組につなげていく。</p>
<p>（市町村行財政） ・各種課題に対し、市町村の自主性を尊重しつつ市長会や町村会などとも連携して、情報提供・相談・助言を随時行う。 （特定地域振興法関連） ・特定地域振興法の制度の拡充、財源措置の強化について国に働きかけていく。 ・特定地域の振興に向けた国の制度等の活用について、市町村への情報提供や相談対応により効果的な事業実施ができるよう支援していく。</p> <p>（石見地域振興） ・若手・中堅市町職員間の連携機運の醸成と、政策形成能力や企画調整能力を向上させるための仕掛けづくりを支援。 ・石見地域全体としての情報発信の手段や情報発信元の選定などの検討を支援。</p>

基本目標	政策	施策名	目的
計画の推進に向けた県の基本姿勢		施策3 財政健全化に向けた改革の推進	○中長期的に持続可能な財政運営の実現に向けて、県民の暮らしや企業活動などへの影響に十分配慮しながら、財政健全化基本方針に基づく改革を推進します。 ○行政内部の歳出削減努力の徹底に加え、あらゆる事業の見直しを進めることによって、将来にわたり安定的な財政運営が行えるようにします。
		施策4 迅速に活動できる組織の運営	○時代の変化に迅速に対応できる柔軟で活動的な組織の構築に向け、民間の知恵や経験も取り入れるなど不断の見直しを行うとともに、職員の一層の資質の向上を図ることにより、効率的な行政運営を図ります。
		施策5 政策推進システムの充実	○島根総合発展計画に掲げる将来像と基本目標の達成に向けて、県民満足度の視点から、施策の成果の検証と評価を実施し、以後の施策の改善に結びつけるマネジメントの取組を徹底し、その状況を広く公表します。

評価時点（平成25年8月）での総合的な評価				
総合的な評価※)	判断理由	成果参考指標		
		指標名等	単位	24年度 27年度
		目標値	実績値	目標値
B	○「今後の財政健全化の取組み方針（H24年3月策定）」に沿った取組みにより、各年度の収支不足額を想定した範囲内に止めることができおり、H24年度の決算段階では目標とする収支不足額30億円を下回る27億円となった。 一方で、歳入に占める自主財源は1/3程度の規模であり、その多くを国庫支出金や地方交付税等に依存する構造に大きな変化は見込めないことから、経済情勢、国の予算、地方財政対策等の動向に留意し、毎年度、適切に予算規模を見積もり、柔軟に財政健全化の取組みを見直すことが必要	毎年度発生する収支不足額（収支改善後）	億円程度	30程度 27 15程度
A	○組織体制について、時代の変化に対応した簡素で効率的な体制となるよう見直しを実施した。また、職員一人ひとりの能力開発と一層の資質向上を図った。 職員育成については、一人ひとりの能力開発を進め「県を取り巻く情勢や県民の声に敏感で」「よく考え、よく議論し、創造し」「何事にもチャレンジ精神を持って取り組む」姿勢を育てます。	組織体制については、時代の変化に対応した簡素で効率的な体制となるよう、適宜、柔軟に見直します。 各職場の人材育成推進員を核とした職場研修を中心に、職員一人ひとりの資質向上、風通しのよい職場環境づくりや、NPO法人等との相互理解への取り組みを行った。		
B	○行政評価について、きめ細やかな研修やフォローにより、職員の成果志向への理解度は進んできている。評価業務のさらなる効率化のため、職員の意見を踏まえて、逐次システムの改良を行っている。施策改善や予算編成への活用への貢献度をさらに高めるよう取り組む必要がある。 ○国等への提案要望活動については、すぐに実現することは難しいものでも、長期的な視点を持って提案要望を行っている事項もあり、100%措置という状況ではないが、課題解決に大きく貢献している。 ○隣県等との連携促進では、各県やブロックが抱える共通課題について会議を開催し、率直な意見交換を行い共通認識を持つことができている。 ○各種統計資料を統計報告書やしまね統計情報データベースで、幅広く情報提供し、県民等利用者の活用に使っている。	島根総合発展計画の目標達成に向けて、行政評価システムを効果的に運用し、行政評価結果を施策の改善に役立てるとともに、計画の進捗状況を県民に分かりやすく公表します。 ①行政評価に関する職員アンケート結果では、「行政評価の結果により事業の改善策を実施した」、または「具体的な改善策を検討中」の事業が635事業で、事務事業数全体の93.4%であった。また、事務事業評価について、より良い事業展開に向けた課題整理等が「できた・どちらかというときできた」人が81.1%であった。 ②効率化・簡素化のため、評価シートの項目を見直し、一部修正を行った。		

今後の施策全体の進め方と取り組みの方向性
○「今後の財政健全化の取組み方針（H24年3月策定）」に沿って改善を図るとともに、歳入の約6割を国等に依存することから、今後もその動向を注視するとともに、所要の財源の確保、歳出規模の見直しを情勢に応じて柔軟に対応する。 ○課税自主権の活用を図るため、先進県の情報収集と分析、これまでの取組の評価等を行い、3税目それぞれのあり方検討を開始する。 ○滞納額の縮減に向け、個人住民税の給与からの特別徴収を促進する取組を市町村と連携して実施する。
○引き続き、組織体制について、時代の変化に対応した簡素で効率的な組織となるよう、適宜、柔軟に見直す。 ○人材育成基本方針に基づき、引き続き、人材育成推進員を通じて、職場環境づくりの取り組みや、研修に参加しやすい環境づくりを推進するとともに、さらなる効率的・効果的な研修の企画・実施を図る。 ○人材育成基本方針推進会議メンバーを中心に、求められる人材、職員像、育成方法等について議論を行い、必要に応じ基本方針の見直しを行う。
○成果志向などについて一定の理解は得られたが、さらに評価の質を向上させるため、職員研修の内容が成果志向の実践につながるものとなるよう、専門家の意見を聴きながら内容の充実を図り翌年度の研修につなげる。また、事務事業の課題整理が予算編成につながるよう予算経理担当者がその課題を把握できるようフィードバックする。 ○職員アンケートの結果も参考にしながら、行政評価システムの効率的な運用に向けた改良について検討する。 ○総合発展計画の進捗状況などが県民に分かりやすい公表となるよう取り組む。 ○国等への提案・要望活動については、国の動き等を踏まえて、当県が抱える課題の中から提案・要望すべき項目を的確に整理した上で、タイムリーな提案・要望活動を行っていく。そのため、関係部局や関係県との連携を一層深め、日々の的確な情勢把握に努めていく。